	JIS_Q_27001:2023 附属書A					
	管理策					
5組織的管理策	1	情報セキュリティのための 方針群	情報セキュリティ方針及びトピック固有の方針は、これを定義し、管理層が承認し、発行し、関連する要員及び関連する利害関係者に伝達し、認識させ、あらかじめ定めた間隔で、及び重大な変化が発生した場合に、レビューしなければならない。			
5組織的管理策	2	情報セキュリティの役割及 び責任	情報セキュリティの役割及び責任は、組織のニーズに従って定め、割り当てなければならない。			
5組織的管理策	3	職務の分離	相反する職務及び相反する責任範囲は、分離しなければならない。			
5組織的管理策	4	管理層の責任	管理層は、組織の確立された情報セキュリティ方針、トピック固有の方針及び手順に従った情報セキュリティの適用を、全ての要員に要求しなければならない。			
5組織的管理策	5	関係当局との連絡	組織は、関係当局との適切な連絡体制を確立し、維持しなければならない。			
5組織的管理策	6	専門組織との連絡	組織は、情報セキュリティに関する研究会又は会議、及び情報セキュリティの専門家による協会・団体との適切な連絡体制を確立し、維持しなければならない。			
5組織的管理策	7	脅威インテリジェンス	情報セキュリティの脅威に関する情報を収集及び分析し、脅威インテリジェンスを構築しなければならない。			
5組織的管理策	8		情報セキュリティをプロジェクトマネジメントに組み入れなければならない。			
5組織的管理策	9	産の目録	情報及びその他の関連資産の目録を、それぞれの管理責任者を 含めて作成し、維持しなければならない。			
5組織的管理策	10	産の許容される利用	情報及びその他の関連資産の許容される利用に関する規則及び 取扱手順は、明確にし、文書化し、実施しなければならない。			
5組織的管理策	11	資産の返却	要員及び必要に応じてその他の利害関係者は、雇用、契約又は合意の変更又は終了時に、自らが所持する組織の資産の全てを返却しなければならない。			
5組織的管理策	12	情報の分類	情報は、機密性、完全性、可用性及び関連する利害関係者の要求事項に基づく組織の情報セキュリティのニーズに従って、分類しなければならない。			

AsAr -rm	n 44		Arte von Arte
	目的		管理策
群 5 情報セキュリティのための方針	性 情報セキュリティの	情報セキュリティのため 方針群 I	の 情報セキュリティのための方針群は、これを定義し、管理層が承 し、発行し、従業員及び関連する外部関係者に通知しなければ らない。
	のための経営陣の方向	情報セキュリティのため 方針群のレビュー 2	の 情報セキュリティのための方針群は、あらかじめ定めた間隔で、」 は重大な変化が発生した場合に、それが引き続き適切、妥当か 有効であることを確実にするためにレビューしなければならない。
6 情報セキ	1 内部組織	情報セキュリティの役割 び責任 1	及 全ての情報セキュリティの責任を定め、割り当てなければならない。
ュリティのた		職務の分離	相反する職務及び責任範囲は、組織の資産に対する、認可されていない若しくは意図しない変更又は不正使用の危険性を低減するために、分離しなければならない。
めの組織		関係当局との連絡	関係当局との適切な連絡体制を維持しなければならない。
		専門組織との連絡	情報セキュリティに関する研究会又は会議、及び情報セキュリテの専門家による協会・団体との適切な連絡体制を維持しなければならない。
		プロジェクトマネジメント おける情報セキュリティ 5	に プロジェクトの種類にかかわらず、プロジェクトマネジメントにおいては、情報セキュリティに取り組まなければならない。
	ング モバイル機	モバイル機器の方針	モバイル機器を用いることによって生じるリスクを管理するために 方針及びその方針を支援するセキュリティ対策を採用しなければならない。
	器及びテレワー	テレワーキング	テレワーキングの場所でアクセス、処理及び保存される情報を保護するために、方針及びその方針を支援するセキュリティ対策を実施しなければならない。
7 人的資源のセキュリ	1 雇用前	選考	全ての従業員候補者についての経歴などの確認は、関連する 令、規制及び倫理に従って行わなければならない。また、この確 認は、事業上の要求事項、アクセスされる情報の分類及び認識 れたリスクに応じて行わなければならない。
		雇用条件	従業員及び契約相手との雇用契約書には、情報セキュリティに する各自の責任及び組織の責任を記載しなければならない。
ティ	2 雇用期間	経営陣の責任 1	経営陣は、組織の確立された方針及び手順に従った情報セキュ ティの適用を、全ての従業員及び契約相手に要求しなければな ない。

5 組織的管理策	13	情報のラベル付け	情報のラベル付けに関する適切な一連の手順は、組織が採用した情報分類体系に従って策定し、実施しなければならない。
5組織的管理策	14	情報の転送	情報の転送の規則、手順又は合意を組織内及び組織と他の関係者との間の全ての種類の転送手段に関して備えなければならない。
5組織的管理策	15	アクセス制御	情報及びその他の関連資産への物理的及び論理的アクセスを制御するための規則を、事業上及び情報セキュリティの要求事項に基づいて確立し、実施しなければならない。
5組織的管理策	16	識別情報の管理	識別情報のライフサイクル全体を管理しなければならない。
5組織的管理策	17	認証情報	認証情報の割当て及び管理は、認証情報の適切な取扱いについて要員に助言することを含む管理プロセスによって管理しなければならない。
5組織的管理策	18	アクセス権	情報及びその他の関連資産へのアクセス権は、組織のアクセス制御に関するトピック固有の方針及び規則に従って、提供、レビュー、変更及び削除しなければならない。
5組織的管理策	19	供給者関係における情報 セキュリティ	供給者の製品又はサービスの利用に関連する情報セキュリティリスクを管理するためのプロセス及び手順を定め、実施しなければならない。
5組織的管理策	20		供給者関係の種類に応じて、関連する情報セキュリティ要求事項 を確立し、各供給者と合意しなければならない。
5組織的管理策	21		ICT製品及びサービスのサプライチェーンに関連する情報セキュリティリスクを管理するためのプロセス及び手順を定め、実施しなければならない。
5組織的管理策	22	供給者のサービス提供の 監視、レビュー及び変更 管理	組織は、供給者の情報セキュリティの活動及びサービス提供を定常的に監視し、レビューし、評価し、変更を管理しなければならない。
5組織的管理策	23	クラウドサービスの利用に おける情報セキュリティ	クラウドサービスの調達、利用、管理及び利用終了のプロセスを、 組織の情報セキュリティ要求事項に従って確立しなければならない。
5組織的管理策	24	情報セキュリティインシデ ント管理の計画策定及び 準備	組織は、情報セキュリティインシデント管理のプロセス、役割及び 責任を定め、確立し、伝達することによって、情報セキュリティイン シデント管理を計画し、準備しなければならない。
5組織的管理策	25	情報セキュリティ事象の評 価及び決定	組織は、情報セキュリティ事象を評価し、それらを情報セキュリティインシデントに分類するか否かを決定しなければならない。

	甲	2	情報セキュリティの意識向 上、教育及び訓練	組織の全ての従業員、及び関係する場合には契約相手は、職務 に関連する組織の方針及び手順についての、適切な、意識向上 のための教育及び訓練を受けなければならず、また、定めに従っ てその更新を受けなればならない。
		3	懲戒手続	情報セキュリティ違反を犯した従業員に対して処置をとるための、 正式かつ周知された懲戒手続を備えなければならない。
	変更 8 雇用の終了及	1	雇用の終了又は変更に関 する責任	雇用の終了又は変更の後もなお有効な情報セキュリティに関する 責任及び義務を定め、その従業員又は契約相手に伝達し、か つ、遂行させなければならない。
8 資産の管	1 資産に対	1	資産目録	情報及び情報処理施設に関連する資産を特定しなければならない。また、これらの資産の目録を、作成し、維持しなければならない。
理	対する責任	2	資産の管理責任	目録の中で維持される資産は、管理されなければならない。
		3	資産利用の許容範囲	情報の利用の許容範囲、並びに情報及び情報処理施設と関連する資産の利用の許容範囲に関する規則は、明確にし、文書化し、実施しなければならない。
		4	資産の返却	全ての従業員及び外部の利用者は、雇用、契約又は合意の終了時に、自らが所持する組織の資産の全てを返却しなければならない。
	2 情報分類	1	情報の分類	情報は、法的要求事項、価値、重要性、及び認可されていない開示又は変更に対して取扱いに慎重を要する度合いの観点から、分類しなければならない。
	3 媒体	2	情報のラベル付け	情報のラベル付けに関する適切な一連の手順は、組織が採用した情報分類体系に従って策定し、実施しなければならない。
		3	資産の取扱い	資産の取扱いに関する手順は、組織が採用した情報分類体系に 従って策定し、実施しなければならない。
		1	取外し可能な媒体の管理	組織が採用した分類体系に従って、取外し可能な媒体の管理の ための手順を実施しなければならない。
	の取扱い	2	媒体の処分	媒体が不要になった場合は、正式な手順を用いて、セキュリティを 保って処分しなければならない。
		3	物理的媒体の輸送	情報を格納した媒体は、輸送の途中における、認可されていない アクセス、不正使用又は破損から保護しなければならない。
1				•

5組織的管理策	26	情報セキュリティインシデ ントへの対応	情報セキュリティインシデントは、文書化した手順に従って対応しなければならない。
5組織的管理策	27	情報セキュリティインシデントからの学習	情報セキュリティインシデントから得られた知識は、情報セキュリティ管理策を強化し、改善するために用いらなければならない。
5組織的管理策	28	証拠の収集	組織は、情報セキュリティ事象に関連する証拠の特定、収集、取得及び保存のための手順を確立し、実施しなければならない。
5組織的管理策	29	事業の中断・阻害時の情 報セキュリティ	組織は、事業の中断・阻害時に情報セキュリティを適切なレベルに 維持する方法を計画しなければならない。
5組織的管理策	30	事業継続のためのICTの 備え	事業継続の目的及びICT継続の要求事項に基づいて、ICTの備えを計画し、実施し、維持し、試験しなければならない。
5組織的管理策	31	法令、規則及び契約上の 要求事項	情報セキュリティに関連する法令、規制及び契約上の要求事項、 並びにこれらの要求事項を満たすための組織の取組を特定し、文 書化し、また、最新に保たなければならない。
5組織的管理策	32	知的財産権	組織は、知的財産権を保護するための適切な手順を実施しなければならない。
5組織的管理策	33	記録の保護	記録は、消失、破壊、改ざん、認可されていないアクセス及び不正な流出から保護しなければならない。
5組織的管理策	34	プライバシー及び個人識別可能情報(PII)の保護	組織は、適用される法令、規則及び契約上の要求事項に従って、 プライバシーの維持及びPIIの保護に関する要求事項を特定し、 満たさなければならない。
5組織的管理策	35	情報セキュリティの独立し たレビュー	人、プロセス及び技術を含む、情報セキュリティ及びその実施の管理に対する組織の取組みについて、あらかじめ定めた間隔で、又は重大な変化が生じた場合に、独立したレビューを実施しなければならない。
5組織的管理策	36		組織の情報セキュリティ方針、トピック固有の方針、規則及び標準 を順守してるいることを定期的にレビューしなければならない。
5組織的管理策	37	操作手順書	情報処理設備の操作手順は、文書化し、必要とする要員に対して利用可能にしなければならない。
6人的管理策	1	選考	要員になる全て候補者についての経歴などの確認は、適用される 法令、規制及び倫理を考慮に入れて組織に加わる前に、及びそ の後継続的に行わなければならない。また、この確認は、事業上 の要求事項、アクセスされる情報の分類及び認識されたリスクに応 じて行わなければならない。

9	務 1		アクセス制御方針	アクセス制御方針は、業務及び情報セキュリティの要求事項に基
Ü	上)) = 1 2 F 232	づいて確立し、文書化し、レビューしなければならない。
ア	のア 要ク	1		
クセ	求セ	-		
ス	事ス 項制			
制	御		ネットワーク及びネットワー	
御	に 対		クサービスへのアクセス	スへのアクセスだけを、利用者に提供しなければならない。
	す	2		
	る業			
	2		利用者登録及び登録削 除	アクセス権の割当てを可能にするために、利用者の登録及び登録 削除についての正式なプロセスを実施しなければならない。
	利		lyr.	Billing of Controlling a controlling of the Control
	用	1		
	者ア			
	ク		利用者アクセスの提供	 全ての種類の利用者について、全てのシステム及びサービスへの
	セ		(provisioning)	アクセス権を割り当てる又は無効化するために、利用者アクセスの
	スの	2		提供についての正式なプロセスを実施しなければならない。
	管			
	理			
			特権的アクセス権の管理	特権的アクセス権の割当て及び利用は、制限し、管理しなければ
				ならない。
		3		
			利用者の秘密認証情報	 秘密認証情報の割当ては、正式な管理プロセスによって管理しな
			の管理	が名が証明報の割当では、正式な旨座ノロビスにようで旨座しなりければならない。
		4		
		1		
			利用者アクセス権のレ	資産の管理責任者は、利用者のアクセス権を定められた間隔でレ
			ビュー	ビューしなければならない。
		5		
			アクセス権の削除又は修 正	全ての従業員及び外部の利用者の情報及び情報処理施設に対 するアクセス権は、雇用、契約又は合意の終了時に削除しなけれ
			11.	ばならず、また、変更に合わせて修正しなければならない。
		6		
	責 3		秘密認証情報の利用	秘密認証情報の利用時に、組織の慣行に従うことを、利用者に要
	任利			求しなければならない。
	用	1		
	者の			
	の			
	4		情報へのアクセス制限	情報及びアプリケーションシステム機能へのアクセスは、アクセス制御方針に従って、制限したければならない。
	シ			制御方針に従って、制限しなければならない。
	ス	1		
	テ			
	ム 及		セキュリティに配慮したロ	 アクセス制御方針で求められている場合には、システム及びアプリ
	Ü		グオン手順	ケーションへのアクセスは、セキュリティに配慮したログオン手順に
	アプ	2		よって制御しなければならない。
	IJ			
	ケ			
	シ		パスワード管理システム	パスワード管理システムは、対話式でなければならず、また、良質
	3			なパスワードを確実とするものでなければならない。
	ン	3		
	のア			
	ク		Halle M. L.	No. of the latest states and the latest states and the latest statest states and the latest statest st
	セ		特権的なユーティリティプログラムの使用	システム及びアプリケーションによる制御を無効にすることのできる ユーティリティプログラムの使用は、制限し、厳しく管理しなければ
	お制		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ならない。
	御	4		

6人的管理策	2	雇用条件	雇用契約書には、情報セキュリティに関する要員及び組織の責任 を記載しなければならない。
6人的管理策	3	情報セキュリティの意識向 上、教育及び訓練	組織の要員及び関連する利害関係者は、職務に関連する組織の 情報セキュリティ方針、トピック固有の方針及び手順についての、 適切な、情報セキュリティに関する意識向上プログラム、教育及び 訓練を受けなければならず、また、定常的な更新を受けなればな らない。
6人的管理策	4	懲戒手続	情報セキュリティ方針違反を犯した要員及びその他の関連する利害関係者に対して処置をとるために、懲戒手続きを正式に定め、 伝達しなければならない。
6人的管理策	5	雇用の終了又は変更後の 責任	雇用の終了又は変更の後もなお有効な情報セキュリティに関する 責任及び義務を定め、施行し、関連する要員及びその他の利害 関係者に伝達しなければならない。
6人的管理策	6	秘密保持契約又は守秘 義務契約	情報保護に対する組織の要求事項を反映する秘密保持契約又は守秘義務契約は、特定し、文書化し、定常的にレビューし、要員及びその他の関連する利害関係者が署名しなければならない。
6人的管理策	7	リモートワーク	組織の構外でアクセス、処理又は保存される情報を保護するため に、要員が遠隔で作業をする場合のセキュリティ対策を実施しな ければならない。
6人的管理策	8	情報セキュリティ事象の報 告	組織は、要員が発見した又は疑いを持った情報セキュリティ事象を、適切な連絡経路を通して時機を失せずに報告するための仕組みを設けなければならない。
策物理的管理	1	物理的セキュリティ境界	情報及びその他の関連資産のある領域を保護するために、物理 的セキュリティ境界を定め、かつ、用いなければならない。
策 7 物理的管理	2	物理的入退	セキュリティを保つべき領域は、適切な入退管理策及びアクセス 場所(受付など)によって保護しなければならない。
策 理的管理	3	オフィス、部屋及び施設 のセキュリティ	オフィス、部屋及び施設に対する物理的セキュリティを設計し、実装しなければならない。
策 7 物理的管理	4	物理的セキュリティの監 視	施設は、許可していない物理的アクセスについて継続的に監視しなければならない。
策 7 物理的管理	5	物理的及び環境的脅威 からの保護	自然災害及びその他の意図的又は意図的でない、インフラストラ クチャに対する物理的脅威などの物理的及び環境的脅威に対す る保護を設計し、実装しなければならない。
策 7 物理的管理	6	セキュリティを保つべき領域での作業	セキュリティを保つべき領域での作業に関するセキュリティ対策を 設計し、実装しなければならない。

1	l		プログラムソースコードへ	プログラムソースコードへのアクセスは、制限しなければならない。
		5	のアクセス制御	J. 17 J. C. Tax hijipa Chari Motara Diax 8
1 0	1		暗号による管理策の利用 方針	情報を保護するための暗号による管理策の利用に関する方針 は、策定し、実施しなければならない。
暗号	暗号に	1		
	よる		鍵管理	暗号鍵の使用、保護及び有効期間(lifetime)に関する方針を策定
	管理策	2		し、そのライフサイクル全体にわたって実施しなければならない。
1 1	1 セ		物理的セキュリティ境界	取扱いに慎重を要する又は重要な情報及び情報処理施設のある 領域を保護するために、物理的セキュリティ境界を定め、かつ、用 いなければならない。
物理	キュ	1		V 13() 4 (1343 274 V 5
的及び	リティ		物理的入退管理策	セキュリティを保つべき領域は、認可された者だけにアクセスを許していません。
環境	- を 保	2		すことを確実にするために、適切な入退管理策によって保護しなければならない。
的セキ	つべき			
л IJ	領域		オフィス、部屋及び施設 のセキュリティ	オフィス、部屋及び施設に対する物理的セキュリティを設計し、適用しなければならない。
ティ		3		
			 外部及び環境の脅威から の保護	 自然災害、悪意のある攻撃又は事故に対する物理的な保護を設 計し、適用しなければならない。
		4		
			ヤキュリティを保つべき領	セキュリティを保つべき領域での作業に関する手順を設計し、適
		5	域での作業	用しなければならない。
			受渡場所	荷物の受渡場所などの立寄り場所、及び認可されていない者が 施設に立ち入ることもあるその他の場所は、管理しなければならな
		6		い。また、可能な場合には、認可されていないアクセスを避けるために、それらの場所を情報処理施設から離さなければならない。
	2		装置の設置及び保護	装置は、環境上の脅威及び災害からのリスク並びに認可されてい
	装置	1		ないアクセスの機会を低減するように設置し、又は保護しなければならない。
			サポートユーティリティ	装置は、サポートユーティリティの不具合による、停電、その他の 故障から保護しなければならない。
		2		
			ケーブル配線のセキュリティ	データを伝送する又は情報サービスをサポートする通信ケーブル 及び電源ケーブルの配線は、傍受、妨害又は損傷から保護しな
		3		及い电源ケーブルの配線は、特文、奶音又は損傷から休暖しなければならない。
			小型の担告	
			装置の保守	装置は、可用性及び安全性を継続的に維持することを確実にする ために、正しく保守しなければならない。
		4		

策 7 物理的管理	7	クリアデスク・クリアスクリー ン	書類及び取外し可能な記憶媒体に対するクリアデスクの規則、並びに情報処理設備に対するクリアスクリーンの規則を定義し、適切に実施させなければならない。
策 7物理的管理	8	装置の設置及び保護	装置は、セキュリティを保って設置し、保護しなければならない。
策 7 物理的管理	9	構外にある資産のセキュリ ティ	構外にある資産を保護しなければならない。
策 7 物理的管理	10	記憶媒体	記憶媒体は、組織における分類体系及び取扱いの要求事項に 従って、その取得、使用、移送及び廃棄のライフサイクルを通して 管理しなければならない。
策 7 物理的管理	11	サポートユーティリティ	情報処理施設・設備は、サポートユーティリティの不具合による、 停電、その他の中断から保護しなければならない。
策 7 物理的管理	12	ケーブル配線のセキュリ ティ	電源ケーブル、データ伝送ケーブル又は情報サービスを支援するケーブルの配線は、傍受、妨害又は損傷から保護しなければならない。
策 理的管理	13	装置の保守	装置は、情報の可用性、完全性及び機密性を維持することを確実 にするために、正しく保守しなければならない。
策 7 物理的管理	14	装置のセキュリティを保った処分又は再利用	記憶媒体を内蔵した装置は、処分又は再利用する前に、全ての 取扱いに慎重を要するデータ及びライセンス供与されたソフトウェ アを消去していること、又はセキュリティを保てるよう上書きしている ことを確実にするために、検証しなければならない。
8技術的管理策	1	利用者エンドポイント機器	利用者エンドポイント機器に保存されている情報、処理される情報、又は利用者エンドポイント機器を介してアクセス可能な情報を保護しなければならない。
8 技術的管理策	2	特権的アクセス権	特権的アクセス権の割当て及び利用は、制限し、管理しなければ ならない。
8技術的管理策	3	情報へのアクセス制限	情報及びその他の関連資産へのアクセスは、確立されたアクセス 制御に関するトピック固有の個別方針に従って、制限しなければ ならない。
8技術的管理策	4		ソースコード、開発ツール、及びソフトウェアライブラリへの読取り 及び書込みアクセスを適切に管理しなければならない。
8 技術的管理策	5	セキュリティを保った認証	セキュリティを保った認証技術及び手順を、情報へのアクセス制限、及びアクセス制御に関するトピック固有の方針に基づいて備えなければならない。

				T
			資産の移動	装置、情報又はソフトウェアは、事前の許可なしでは、構外に持ち 出してはならない。
		_		mo classofat o
		5		
	-		構外にある装置及び資産	構外にある資産に対しては、構外での作業に伴った、構内での作
			のセキュリティ	業とは異なるリスクを考慮に入れて、セキュリティを適用しなければ
		6		ならない。
			装置のセキュリティを保っ	記憶媒体を内蔵した全ての装置は、処分又は再利用する前に、
			た処分又は再利用	全ての取扱いに慎重を要するデータ及びライセンス供与されたソフトウェアを消去していること、又はセキュリティを保って上書きして
		7		いることを確実にするために、検証しなければならない。
			無人状能にある利用者装	 利用者は、無人状態にある装置が適切な保護対策を備えているこ
			置	とを確実にしなければならない。
		8		
			クリアデスク・クリアスクリー	書類及び取外し可能な記憶媒体に対するクリアデスク方針、並びにはおり、理論の構造を持ちております。
			ン方針	に情報処理設備に対するクリアスクリーン方針を適用しなければ ならない。
		9		
1	1		操作手順書	 操作手順は、文書化し、必要とする全ての利用者に対して利用可
2			7770	能にしなければならない。
運	運用	1		
用	の			
0	手			
セキ	順及		変更管理	情報セキュリティに影響を与える、組織、業務プロセス、情報処理 設備及びシステムの変更は、管理しなければならない。
ユ	U	0		欧洲人のマハノムの友文は、自生しより和りはよりない。
リテ	責 任	2		
1	الملاا			
			容量・能力の管理	要求されたシステム性能を満たすことを確実にするために、資源
				の利用を監視・調整しなければならず、また、将来必要とする容量・能力を予測しなければならない。
		3		単化力で「例じなけれいななりない。
			関及環接 対験環接及び	開発環境、試験環境及び運用環境は、運用環境への認可されて
			運用環境の分離	いないアクセス又は変更によるリスクを低減するために、分離しな
		4		ければならない。
		_		
	ア 2		マルウェアに対する管理 策	マルウェアから保護するために、利用者に適切に認識させることと併せて、検出、予防及び回復のための管理策を実施しなければ
	らマ		XX	げせく、使由、ア防及び回復のための管理束を美麗しなければ ならない。
	のル 保ウ	1		
	護工			
	ア 3		情報のバックアップ	情報、ソフトウェア及びシステムイメージのバックアップは、合意さ
	ツ			れたバックアップ方針に従って定期的に取得し、検査しなければ
	プバッ	1		ならない。
	ク			
			ノンハー・ビエクタ	
	4		イベントログ取得	利用者の活動、例外処理、過失及び情報セキュリティ事象を記録したイベントログを取得し、保持し、定期的にレビューしなければな
	П	1		ban.
	グ m	1		
	取得			
	及		ログ情報の保護	ログ機能及びログ情報は、改ざん及び認可されていないアクセス
	び監			から保護しなければならない。
	視	2		

8 技術的管理策	6	容量・能力の管理	現在及び予測される容量・能力の要求事項に合わせて、資源の利用を監視し、調整しなければならない。
8技術的管理策	7	マルウェアに対する保護	マルウェアに対する保護を実施し、利用者の適切な認識によって支援しなければならない。
8技術的管理策	8	技術的ぜい弱性の管理	利用中の情報システムの技術的ぜい弱性に関する情報を獲得しなければならない。また、そのようなぜい弱性に組織がさらされている状況を評価し、適切な手段をとらなければならない。
8技術的管理策	9	構成管理	ハードウェア、ソフトウェア、サービス及びネットワークのセキュリティ構成を含む構成を確立し、文書化し、実装し、監視し、レビューしなければならない。
8技術的管理策	10	情報の削除	情報システム、装置又はその他の記憶媒体に保存している情報 は、必要でなくなった時点で削除しなければならない。
8技術的管理策	11	データマスキング	データマスキングは、適用される法令を考慮して、組織のアクセス 制御に関するトピック固有の方針及びその他の関連するトピック固 有の方針並びに事業上の要求事項に従って利用しなければなら ない。
8 技術的管理策	12	データ漏えい防止	データ漏えい防止対策を、取扱いに慎重を要する情報を処理、保存又は送信するシステム、ネットワーク及びその他の装置に適用しなければならない。
8技術的管理策	13	情報のバックアップ	合意されたバックアップに関するトピック固有の方針に従って、情報、ソフトウェア及びシステムのバックアップコピーは、維持し、定期的に検査しなければならない。
8技術的管理策	14	情報処理施設・設備の冗 長性	情報処理施設・設備は、可用性の要求事項を満たすのに十分な 冗長性をもって、導入しなければならない。
8技術的管理策	15	ログ取得	活動、例外処理、過失及びその他の関連する事象を記録したログを取得し、保存し、保護し、分析しなければならない。
8技術的管理策	16	監視活動	情報セキュリティインシデントの可能性を評価するために、ネットワーク、システム及びアプリケーションについて異常な挙動がないか監視し、適切な処置を講じなければならない。
8技術的管理策	17	クロックの同期	組織が使用する情報処理システムのクロックは、組織が採用した時刻源と同期させなければならない。
8 技術的管理策	18	特権的なユーティリティプ ログラムの使用	システム及びアプリケーションによる制御を無効にすることのできるユーティリティプログラムの使用は、制限し、厳しく管理しなければならない。

I			実務管理者及び運用担	システムの実務管理者及び運用担当者の作業は、記録し、その口
			当者の作業ログ	グを保護し、定期的にレビューしなければならない。
		3		
			クロックの同期	 組織又はセキュリティ領域内の関連する全ての情報処理システム
			プログノの川口海	のクロックは、単一の参照時刻源と同期させなければならない。
		4		
	-2.5			New Process of the Control of the Co
	ア 5 の 管運		連用システムに関わるソフ トウェア導入	運用システムに関わるソフトウェアの導入を管理するための手順を 実施しなければならない。
	理用ソ	1		
	フト	1		
	ウェ			
	6		技術的ぜい弱性の管理	利用中の情報システムの技術的ぜい弱性に関する情報は、時機を失せずに獲得しなければならない。また、そのようなぜい弱性に
	技			組織がさらされている状況を評価しなければならない。さらに、そ
	術的	1		れらと関連するリスクに対処するために、適切な手段をとらなければならない。
	ぜぜ			18.4.7.4.0
) \ } \			利用者によるソフトウェアのインストールを管理する規則を確立し、
	弱性		の制限	実施しなければならない。
	管四	2		
	理			
	に 7 対		情報システムの監査に対	運用システムの検証を伴う監査要求事項及び監査活動は、業務
	す情 る報		する管理策	プロセスの中断を最小限に抑えるために、慎重に計画し、合意しなければならない。
	考シ 慮ス 事テ	1		\\\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
	項ムの監			
1	· 查 1		ネットワーク管理策	システム及びアプリケーション内の情報を保護するために、ネット
3			1717 ノ日生米	ワークを管理し、制御しなければならない。
通	ネッ	1		
信	<u>۲</u>			
のセ	ワー		ネットワークサービスのセ	 組織が自ら提供するか外部委託しているかを問わず、全てのネッ
丰	ク		キュリティ	トワークサービスについて、セキュリティ機能、サービスレベル及び
그 リ	セキ	2		管理上の要求事項を特定しなければならず、また、ネットワーク サービス合意書にもこれらを盛り込まなければならない。
テ	ユ			ファール自己のロイックと血力とあるけれがあるかない。
イ	リテ) - 1 1 - +ell-	then a second transfer to the second transfer transfer to the second transfer tr
	1		ネットワークの分離	情報サービス、利用者及び情報システムは、ネットワーク上で、グループごとに分離しなければならない。
	管理	3		
	2		情報転送の方針及び手順	あらゆる形式の通信設備を利用した情報転送を保護するために、 正式な転送方針、手順及び管理策を備えなければならない。
		1		- 1 NOV O BETWEEN LONG OF A PARTY
	情報	1		
	0)			
	転送		情報転送に関する合意	合意では、組織と外部関係者との間の業務情報のセキュリティを 保った転送について、取り扱わなければならない。
	~			
		2		
			電子的メッセージ通信	電子的メッセージ通信に含まれた情報は、適切に保護しなければ
				ならない。
		3		
		-	秘密保持契約又は守秘	情報保護に対する組織の要件を反映する秘密保持契約又は守
			義務契約	秘義務契約のための要求事項は、特定し、定めに従ってレビュー し、文書化しなければならない。
		4		し、人百にしてよりないはなかでない。

8 技術的管理策	19	運用システムへのソフト ウェアの導入	運用システムへのソフトウェアの導入をセキュリティを保って管理 するための手順及び対策を実施しなければならない。
8技術的管理策	20	ネットワークセキュリティ	システム及びアプリケーション内の情報を保護するために、ネットワーク及びネットワーク装置のセキュリティを保ち、管理し、制御しなければならない。
8技術的管理策	21	ネットワークサービスのセ キュリティ	ネットワークサービスのセキュリティ機能、サービスレベル及びサービス要求事項を特定し、実装し、監視しなければならない。
8技術的管理策	22	ネットワークの分離	情報サービス、利用者及び情報システムは、組織のネットワーク上で、グループごとに分離しなければならない。
8技術的管理策	23	ウェブ・フィルタリング	悪意のあるコンテンツにさらされることを減らすために、外部のウェブサイトへのアクセスを管理しなければならない。
8技術的管理策	24	暗号の利用	暗号鍵の管理を含む、暗号の効果的な利用のための規則を定め、実施しなければならない。
8 技術的管理策	25	セキュリティに配慮した開 発のライフサイクル	ソフトウェア及びシステムのセキュリティに配慮した開発のための規 則を確立し、適用しなければならない。
8技術的管理策	26	アプリケーションセキュリ ティの要求事項	アプリケーションを開発または取得する場合、情報セキュリティ要 求事項を特定し、規定し、承認しなければならない。
8技術的管理策	27	セキュリティに配慮したシ ステムアーキテクチャ及び システム構築の原則	セキュリティに配慮したシステムを構築するための原則を確立し、 文書化し、維持し、全ての情報システムの開発活動に対して適用 しなければならない。
8技術的管理策	28	セキュリティに配慮した コーディング	セキュリティに配慮したコーディングの原則をソフトウェア開発に適用しなければならない。
8技術的管理策	29	開発及び受入におけるセ キュリティテスト	セキュリティテストのプロセスを開発のライフサイクルにおいて定め、実施しなければならない。
8技術的管理策	30	外部委託による開発	組織は、外部委託したシステム開発に関する活動を指揮し、監視し、レビューしなければならない。
8 技術的管理策	31	開発環境、テスト環境及 び本番環境の分離	開発環境、試験環境及び本番環境は、分離してセキュリティを保たなければならない。

1 4	項 1		情報セキュリティ要求事項 の分析及び仕様化	情報セキュリティに関連する要求事項は、新しい情報システム又 は既存の情報システムの改善に関する要求事項に含めなければ
	情	1	の方列及び江稼乱	は、いかい、
シス	報シ	1		
テム	ステ		公衆ネットワーク上のアプ	公衆ネットワークを経由するアプリケーションサービスに含まれる
0)	۵		リケーションサービスのセ	情報は、不正行為、契約紛争、並びに認可されていない開示及
取得	のセ	2	キュリティの考慮	び変更から保護しなければならない。
開	キュ			
発 及	リ テ		アプリケーションサービス	アプリケーションサービスのトランザクションに含まれる情報は、次
が 保	, イ 要	3	のトランザクションの保護	の事項を未然に防止するために、保護しなければならない。 - 不完全な通信
守	求	J		- 誤った通信経路設定 - 認可されてないメッセージの変更
	事 2		セキュリティに配慮した開	- 認可されていない開示 製団されていない開示 ショントウェア及びシステムの開発のための規則は、組織内におい
			発のための方針	て確立し、開発に対して適用しなければならない。
	開発	1		
	及 び			
	サポ		システムの変更管理手順	開発のライフサイクルにおけるシステムの変更は、正式な変更管 理手順を用いて管理しなければならない。
	 - -	2		圧于順を用いて音圧しより40%がかい。
	プ			
	ロセ		オペレーティングプラット	オペレーティングプラットフォームを変更するときは、組織の運用
	スに		フォーム変更後のアプリケーションの技術的レ	又はセキュリティに悪影響がないことを確実にするために、重要な アプリケーションをレビューし、試験しなければならない。
	おけ	3	ビュー	/ フックーンョンをレビューし、M駅になりなりないなりない。
	る			
	セキ		パッケージソフトウェアの 変更に対する制限	パッケージソフトウェアの変更は、抑止しなければならず、必要な 変更だけに限らなければならない。また、全ての変更は、厳重に
	크 빗	4	及文化A 7 公開版	管理しなければならない。
	ティ			
			セキュリティに配慮したシ	セキュリティに配慮したシステムを構築するための原則を確立し、
			ステム構築の原則	文書化し、維持し、全ての情報システムの実装に対して適用しな ければならない。
		5		
			セキュリティに配慮した開 発環境	組織は、全てのシステム開発ライフサイクルを含む、システム開発 及び統合の取組みのためのセキュリティに配慮した開発環境を確
		6		立し、適切に保護しなければならない。
			外部委託による開発	組織は、外部委託したシステム開発活動を監督し、監視しなけれ
		_		ばならない。
		7		
			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	1. 1 1 46 46 (0 1.) 0 3 4 5 A 1 1 H 3 6 4 H H H 4 1 5 45 4 A 1 A 1
			システムセキュリティの試 験	セキュリティ機能(functionality)の試験は、開発期間中に実施しなければならない。
		8		
			システムの受入れ試験	新しい情報システム、及びその改訂版・更新版のために、受入れ 対験のプログラル及び間連サス関連なびなければしませんだされ
		9		試験のプログラム及び関連する基準を確立しなければならない。
		9		
	<i>b</i> r ∩		計略ボーカの担 井	 計略:デーカル 沿谷派/窓中1 原港1 逆田1 みいよいばみとふ
	9 3		試験データの保護	試験データは、注意深く選定し、保護し、管理しなければならない。
	試験	1		
	デー			
			l	<u> </u>

8技術的管理策	32	変更管理	情報処理施設と情報システムへの変更は、変更管理手順に従わなければならない。
8技術的管理策	33	テスト用情報	テスト用情報は、適切に選定し、保護し、管理しなければならない。
8技術的管理策	34	監査におけるテスト中の 情報システムの保護	運用システムのアセスメントを伴う監査におけるテスト及びその他 の保証活動を計画し、テスト実施者と適切な管理者との間で合意 しなければならない。

1 5 供給者関	ティ 供給者関係	1		組織の資産に対する供給者のアクセスに関連するリスクを軽減するための情報セキュリティ要求事項について、供給者と合意し、文書化しなければならない。 関連する全ての情報セキュリティ要求事項を確立しなければなら
係	いにおける情報	2	供給者との合意における セキュリティの取扱い ICTサプライチェーン	関連する主くの情報でキュリティ要求事項を確立しなければならず、また、組織の情報に対して、アクセス、処理、保存者しくは通信を行う、又は組織の情報のためのIT基盤を提供する可能性のあるそれぞれの供給者と、この要求事項について合意しなければならない。 供給者との合意には、情報通信技術(ICT)サービス及び製品の
	セキュリ供2	3		は、自我が自己が同じには、自我が自己がいています。 サプライチェーンに関連する情報セキュリティリスクに対処するための要求事項を含めなければならない。 組織は、供給者のサービス提供を定常的に監視し、レビューし、
	世の管理 供給者の	1	監視及びレビュー	監査しなければならない。
	サービス提	2		関連する業務情報、業務システム及び業務プロセスの重要性、並びにリスクの再評価を考慮して、供給者によるサービス提供の変更(現行の情報セキュリティの方針群、手順及び管理策の保守及び改善を含む。)を管理しなければならない。
1 6 情報セキ	1 情報セキュ	1		情報セキュリティインシデントに対する迅速、効果的かつ順序だった対応を確実にするために、管理層の責任及び手順を確立しなければならない。
· ユリティイン	コリティインシ	2	告	情報セキュリティ事象は、適切な管理者への連絡経路を通して、 できるだけ速やかに報告しなければならない。
シデント管理	デントの管理	3	告	組織の情報システム及びサービスを利用する従業員及び契約相手に、システム又はサービスの中で発見した又は疑いをもった情報セキュリティ弱点は、どのようなものでも記録し、報告するように要求しなければならない。
	及びその改善	4	価及び決定	情報セキュリティ事象は、これを評価し、情報セキュリティインシデントに分類するか否かを決定しなければならない。
		5	ントへの対応	情報セキュリティインシデントは、文書化した手順に従って対応しなければならない。
		6	情報セキュリティインシデ ントからの学習	情報セキュリティインシデントの分析及び解決から得られた知識は、インシデントが将来起こる可能性又はその影響を低減するために用いらなければならない。
		7	証拠の収集	組織は、証拠となり得る情報の特定、収集、取得及び保存のための手順を定め、適用しなければならない。
ティの側面 雑雑	1 情報セキ	1	情報セキュリティ継続の計画	組織は、困難な状況(adverse situation)(例えば、危機又は災害) における、情報セキュリティ及び情報セキュリティマネジメントの継 続のための要求事項を決定しなければならない。

続マネジメント	ュリティ継続	2	情報セキュリティ継続の実 施	組織は、困難な状況の下で情報セキュリティ継続に対する要求レベルを確実にするための、プロセス、手順及び管理策を確立し、文書化し、実施し、維持しなければならない。
トにおける情報		3	情報セキュリティ継続の検 証、レビュー及び評価	確立及び実施した情報セキュリティ継続のための管理策が、困難な状況の下で妥当かつ有効であることを確実にするために、組織は、定められた間隔でこれらの管理策を検証しなければならない。
ヤキュリ	2 冗長性	1	情報処理施設の可用性	情報処理施設は、可用性の要求事項を満たすのに十分な冗長性をもって、導入しなければならない。
1 8 順守	1 法的及び	1	適用法令及び契約上の 要求事項の特定	各情報システム及び組織について、全ての関連する法令、規制及び契約上の要求事項、並びにこれらの要求事項を満たすための組織の取組みを、明確に特定し、文書化し、また、最新に保たなければならない。
	契約上の要求事	2	知的財産権	知的財産権及び権利関係のあるソフトウェア製品の利用に関連する、法令、規制及び契約上の要求事項の順守を確実にするため の適切な手順を実施しなければならない。
	事項の順守	3	記録の保護	記録は、法令、規制、契約及び事業上の要求事項に従って、消失、破壊、改ざん、認可されていないアクセス及び不正な流出から保護しなければならない。
		4		プライバシー及びPIIの保護は、関連する法令及び規制が適用される場合には、その要求に従って確実にしなければならない。
		5	暗号化機能に対する規制	暗号化機能は、関連する全ての協定、法令及び規制を順守して 用いなければならない。
	2 情報セキ	1	情報セキュリティの独立したレビュー	情報セキュリティ及びその実施の管理(例えば、情報セキュリティのための管理目的、管理策、方針、プロセス、手順)に対する組織の取組みについて、あらかじめ定めた間隔で、又は重大な変化が生じた場合に、独立したレビューを実施しなければならない。
	ュリティのレビ	2	情報セキュリティのための 方針群及び標準の順守	管理者は、自分の責任の範囲内における情報処理及び手順が、 適切な情報セキュリティのための方針群、標準類、及び他の全て のセキュリティ要求事項を順守してるいることを定期的にレビュー しなければならない。
	ビュー	3	技術的順守のレビュー	情報システムを、組織の情報セキュリティのための方針群及び標準の順守に関して、定めに従ってレビューしなければならない。

適用宣言書

趣旨•目的

「適用宣言書」(以下、本宣言書)は、株式会社三重県農協情報センター(以下、当社)でISMS 構築に伴い、JIS_Q_27001:2023内に書かれている管理策の基準項目を使い、当社 が実施する基準項目及びその理由等を記載したものである。

適用対象者

本宣言書は、株式会社三重県農協情報センターにて業務を遂行する全従業員に適用される。

その他

本書の規格条項番号は、JIS_Q_27001:2023の項番を参照しています。

代表取締役社長 藤井 義裕

改定履歴

Ver.	改訂日	変更内容	作成者
1.0	2005年6月21日	新規	情報セキュリティ委員会
2.0	2005年11月1日	詳細管理策9.(8)①	情報セキュリティ委員会
3.0	2006年11月1日	ISO/IEC27001(JIS_Q_27001)への移行に伴う見直し	情報セキュリティ委員会
4.0	2008年10月30日	社長交代	情報セキュリティ委員会
5.0	2010年8月31日	役員執行体制の変更および規程名称変更に伴う見直し等	情報セキュリティ委員会
6.0	2012年4月1日	Pマークに関する記述を削除	情報セキュリティ委員会
7.0	2012年10月1日	情報セキュリティ対策規程の改正に伴う見直し	情報セキュリティ委員会
8.0	2014年10月24日	ISO/IEC27001:2013(JIS_Q_27001:2014)への移行に伴う見直し	情報セキュリティ委員会
9.0	2016年9月1日	情報資産管理台帳の改善にともなう見直し	情報セキュリティ委員会
10.0	2020年9月1日	在宅勤務開始および規程名称変更に伴う見直し	情報セキュリティ委員会
11.0	2021年12月1日	パスワードポリシー変更に伴う見直し 14.1.2「公衆ネットワーク上のアプリケーションサービスのセキュリティ考慮」	情報セキュリティ委員会
11.1	2022年9月30日	規程制定に伴う、名称の変更 個人情報保護基本規程 → 個人情報取扱規程 個人情報管理規程 → 個人情報取扱細則	情報セキュリティ委員会
11.2	2023年10月1日	要領名称修正(リモート勤務実施要領)、記録様式名称修正	情報セキュリティ委員会
12.0	2024年10月8日	ISO/IEC27001:2022(JIS_Q_27001:2023)への移行に伴う見直し	情報セキュリティ委員会

	IIS Q 27001:2023 附属書A 管理策	IIS O 27002-2024 理目的 對	圏用 全な対策・選択および除外の理由等	規程等文書	記錄	備考	区分	予防	管理束 検知 #		情報セキュ	サディ特性 可用性		T	イバーセキュリテ 検知	対応	復旧	ガバナンス 資	産管理 情報保	人的資源 のセキュリ ティ	型的セ およびネ コリティ トワーク・ セキュリ	アプリケー セ: ネッションセ テ: カキュリティ た!	型用機能 キュリ イを保っ 構成 理	情報 びアク の管 性の管理	供給者 係のセ キュリ・	セーボアわよ	情報セ 情報セ キュリティ キュリラ 事象管理 保証	へわよい	セキュリケ 保護	防御 !
青報セキュリ ティのための ケ針群	情報セキュリティ方針およびトビック固有の方針は、こ れを定義し、管理層が承認し、発行し、関連する要身 および関連する利害関係者に伝達し、認識させ、あ かどめ定めた関係で、および重大な変化が発生した 場合に、レビューしなければならない。	事業、法令、規制、契約上の要求事項に従って、情報セキュリティに対する管理層の指示および支援の 総統的な適合性、適切性、有効性を確実にするため。	情報セキュリティ委員会指揮のもとリスクアセスメント等を実施し、レビューしている。 接	・情報セキュリティ基本方針 第14条 評価および見直し ・情報セキュリティ対策規程 第36条 情報セキュリティポリシーの 評価および見直し	・リスクアセスメントマネジ メント報告書	[BFA.5.1.1]FA.5.1.2]	統合	子防		機器	影性 完全性	生 可用性	識別					ガバナンス			E-729		72					ガバナンスおよびエコシステム		
青報ゼキュリ ティの役割 および責任	情報セキュリティの役割および責任は、組織のニース に従って定め、割り当てなければならない。	《 組織内における情報セキュリティの実施、運用および 管理のために、定義され、承認され、理解される構造 を確立するため。	情報セキュリティ管理組織および体制を構築し、役割および 責任を定めている。 採	・情報セキュリティ対策規程 第3条 情報セキュリティ管理組織体 制の役割	・セキュリティ組織図	[B [A.6.1.1]		子防		機器	影性 完全性	生 可用性	識別					ガバナンス										ガバナンスおよびエコシス	保護	
義務の分離	相反する職務および相反する責任範囲は、分離しな ければならない。	情報セキュリティ管理策の不正、終りおよび回避のリ スクを軽減するため。	情報セキュリティ対策規程等に記載されているルールに従 い分離している。 採	第19条 情報処理設備管理 (4)職務の分離 ・システム開発提程		IBFA.6.1.21		予防		機能	h性 完全的	生 可用性		防御				ガバナンス					識別およう	情報 びアク の管				ガバナンスおよびエコシス		
管理層の責 壬	管理層は、組織の確立された情報セキュリティ方針、 ヒック固有の方針および手順に従った情報セキュリティの適用を、全ての要員に要求しなければならない。	管理層が、情報セキュリティにおける自らの役割を理解し、全ての要員が自らの情報セキュリティの責任を 認識し、果たすことを確実にすることを目的として行動 することを確実にするため。	情報セキュリティ基本方針等で要求している。 採	・システム運用管理規程 ・ネットワーク管理規程 ・情報セキュリティ基本方針 ・情報セキュリティ対策規程 ・各種規程		B ^f A.7.2.1 _J		子防		機能	修性 完全的	生 可用性	識別					ガバナンス					/生					ガバナンスおよびエコシス		
関係当局と D連絡	組織は、関係当局との適切な連絡体制を確立し、維 持しなければならない。	組織と、関係する法務、規制および監督当局との間で、情報セキュリティに関して適切な情報の流過が行われることを確実にするため。	情報セキュリティ対策規程の組織体制の役割に従い対応している。また、各部門においても各々関係組織との適切な 関係を維持している。	・情報セキュリティ対策規程 第3条 情報セキュリティ管理組織体 制の役割 ・緊急時対応計画書	・法令・ガイドライン管理 台帳	[B ^T A.6.1.3]		子防	Å	是正 機能	影性 完全性	生 可用性	識別	防御		対応	復旧	ガバナンス										7.4		防御
専門組織と D連絡	組織は、情報セキュリティに関する研究会または会 震、および情報セキュリティの専門家による協会・団 体との適切な連絡体制を確立し、維持しなければない。	情報セキュリティに関して適切な情報流過が行われる ことを確実にするため。	セキュリティ情報は、保守契約ベンダー等から入手している。日本規格協会、社団法人中部産業連盟、BSIジャパン等の研修会、説明会に参加している。			[B ^f A.6.1.4]		予防	表	是正 機器	居性 完全性	生 可用性		防御		対応	復旧	ガバナンス												防御
脅威インテリ ジェンス	簡単セキュリティの脅威に関する情報を収集まよび 分析し、脅威インデリジェンスを轉駆しなければならが し、	適切なリスタ転換処理を講じることが可能となるよう に、組織の脅威環境についての影識をもつため。	・脳線の情報セキュリティリスケマネジルトプロセスの改善 ・技術的な下的なよび移動の考慮策への追加 ・情報セキュリティは映がつロマスおよび手法 上記を踏まえて構築している。 採	・情報セキュリテイ対策規程 第34条 緊急事務への対応		新規 PALE 210大衆機(2024) (Dアナキウェアに26番等 (2サブライケェーンの指点を簡用した攻撃 (2サブライケェーンの指点を開した攻撃 (3種か三女権と20番号の重数 (3種が三女権と20番号を10年の (3年を10年の大会権と40年の (3年を10年の大会権と40年の (3年を10年の大会権と40年の (3年を10年の大会権と40年の (3年の上の大会権と40年の大会権と40年の (3年の上の大会権と40年の大会権と40年の (3年の上の大会権と40年の大会権と40年の (3年の大会権と40年の大会権と40年の (3年の大会権と40年の大会権と40年の大会権と40年の (3年の大会権と40年の大会権と40年の大会権と40年の大会権と40年の (3年の大会権と40年の大会権と40年の大会権と40年の大会権と40年の大会権と40年の大会権と40年の (3年の大会権と40年の大会権を40年を40年の大会権を40年の大会を40年の大会会を40年の大会会を40年の大会	新規	予防	検知 見	是正 機器	8性 完全性	生 可用性	級別		検知	対応								脅威およ びぜい弱 性の管理						坊御
プロジェクト マネジメント こおける情 聚セキュリ ティ	情報セキュリティをブロジェクトマネジメントに組み入 れなければならない。	プロジェクトのライフサイクル全体を選して、プロジェクトロライントにおいて、プロジェクトおよび収集物に 関する情報セキュリティに効果的に対処することを確 実にするため。	経営全紀にから企画・方質等を検討する企画会議、業務 遂行の避移を確認する総括会議、センター運営機関などを 検討する情報センター運営制度機関、カン宮管三人を設定 管理する情報とサールディを教会 管理する情報とサールディを教会 において取り組んでいる。	第7条 情報の管理方針 (4)プロジェクトにおける情報管理	· 会議録	服務部、一般的には他の情報影響を上発像へ デジェンルを受か。 えた他用する。 を記述されている。 のと他の、 他のは 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	(新規)	子防		楼音	8性 完全的	生 可用性	識別	防御	検知	対応	復旧	ガバナンス 資	産管理 情報保	人的資源 のセキュリ ディ	システム 起的セ コリティ セキュリ ティ	ム ネッ アプリケー セ の ションセ テ キュリティ た!	キュリ およく で保っ を保っ セスの 理	情報 脅威およ びどう の管 性の管理	供給 係の・ キュリ	者関 と セ フ フ 順守	情報セ 情報セ キュリティ キュリ・ 事象管理 保証	ガバナン スおよび エコシス テム	保護	坊御
青報および その他の関 変資産の目 象	情報およびその他の間差資産の目録を、それぞれの 管理責任者を含めて作成し、維持しなければならない。	組織の情報およびその他の関連資産を特定し、それらの情報セキュリティを維持し、適切小管理責任を割り当てるため。	情報資産管理合額を作成し、管理責任者(原著)を可能し、 管理を行い且つ定期的に資産の見点しを行っている。	- 情報セキュリティ対策規程 第7章、情報の管理力計 (3)情報の管理力計 - 情報変重成出し要額	・情報資産管理台帳 「集急時対応計画書別 表4(業務別復日刊断高 第36年度台帳(システ ・パントウェア管理台帳(システ ・パントウェア管理台帳(システ ・大書管理システム ・書類管理システム ・各ソアナムの管理書類 ・俗グを来ぐり返す。社内	旧「A&11」「A&12」 大意は変化なし	統合	予防		機名	8性 完全的	生 可用性	識別					資	産管理									ガバナン スおよび エコシス テム	保護	
整質能の許 存される利 用	施しなければならない。	情報およびその他の間遮宮底を適切に保護し、利用 し、取り扱うことを確実にするため。	・資産管理が搬工、利用者の範囲(部署)を明記している。 ・ンステムで管理する情報度をやソステムの利用はユーザー D/パスワードでアクセン制御を実施している。 ・情報度をある数に関する手続をそのないる。 ・情報をセキュリティ対策度程等に影散されているルールに従い実施している。	・情報でキュリアイ対象規程 第7条 情報の管理方針 (2)情報の取扱基準 ・個人情報取扱規程	ステム管理表)	新規 旧「A.8.1.3」「A.8.2.3」 意味合いとしては大きな変更はない	(新規)	予防		機器	指性 完全t	生 可用性		防御				ŝ	産管理 情報保	E 2								ガバナン スおよび エコシス テム	保護	
資産の返却	要員および必要に応じてその他の利害関係者は、原 用、契約または合意の変更または終了時に、自らが 所持する組織の資産の全てを返却しなければならな い。	雇用、契約、または合意を変更または終了するプロセスの一環として、組織の資産を保護するため。	情報セキュリティ対策規能等でルール化している。 採	-個人情報取扱細則 -情報セキュリティ対策規程 第11条 利用権限の承認 第12条 退職時の情報資産の返還	・誓約書	[B 「A.8.1.4]		子防		機器	胜 完全的	生 可用性		防御				3	産管理										保護	
青報の分類	情報は、機器性、完全性、可用性および関連する利 害関係者の要求事項に基づく組織の情報セキュリ ティのニーズに従って、分類しなければならない。	組織における情報の重要度に従って、情報の保護の ニーズを特定し、理解することを確実にするため。 :	情報セキュリティ対策規程等に記載されているルールに従 い分類している。 採	・情報セキュリティ対策規程 第6条 情報の分類 ・情報資産取扱規程 ・情報リスクアセスシトマネジメント要 領別支2(ク類基準表) ・情報資産洗出し要領		HFA8.2.1J		予防		機器	居性 完全性	生 可用性	識別						情報保	Ę.									保護	坊御
青報のラベ レ付け	情報のアベル付けに関する適切な一種の手間は、着 機が採用した情報分類体系に従って策定し、実施し なければならない。	情報の分類の伝達を容易にし、情報の処理および管理の自動化を支援するため。	情報セキュリティ対策規程等に記載されているルールに従 い実施している。	・情報セキュリティ対策規程 第7条 情報の管理力計 情報政策就及政性 ・情報以下セスルトマネジルト要 観別ま2(分割返率大) ・情報資産流出し要額		肝「AS-2-2」 変化なし		予防		楼台	整性 完全性	生 可用性		防御					情報保	600									保護	坊御
青報の転送	情報の転送の規則、手報または合意を組織内および 組織と他の関係者との間のまでの機能の転送手段; 関して個文化力ればからない。	組織内および外部の利害関係者との関で転送される 情報のセキュリア・化維持するため。	情報セキュリティ対策規程等に記載されているルールに従 い備えている。 経 経	・情報セキュリティ対策規程 第22条 情報およびパフトウェアの交 第21条 情報およびパフトウェアの交 (2)電子ルールの管理 (4)電話、アフトウェアの交換 (4)電話、アフトウェリ等の情報交換 等の管理、利利規模 第76条 電子ルー利利ルール ・情報セキョリティイン・カブ栄管 現規程 ・ネットワーク管理規程 ・ネルマーク管理規程 ・ネルマーク管理規程 ・ススを受信取扱展報	・m-FILTERログ ・ウィルスゲートウェイログ (Fortigate)	形fA13.2.1jfA13.2.2jfA13.2.3j	統合	子防		機名	岩性 完全性	生 可用性		防御				i i	産管理 情報保	ii.									保護	
	地したければならない。		情報セキュリティ対策規程等に記載されているルールに従 い実施している。 接 接 情報セキュリティ対策規程等に記載されているルールに従	第27米 ネットソークの177で入明岬 (1)ネットワークサービス使用時の 個別方針 ・アクセス制御管理規程 第3条 方針および業務上の要求事 項 ・ネットワーク管理規程 第21条 資源へのアクセス権	•ユーザ/グループ登録	B[A9.12]		予防		機名	岩性 完全性	生 可用性		防御									識別 およい セス <i>(</i> 理	情報 びアク の管					保護	
管理	プレー・ファイン・ファイン・エルで音楽レルければか ない。	組織の情報およびその他の間慮資報にアケセスする 個人およびかアルモー室は特定できるからに、アウ セス権を適切に割り当てることができるようにするた の。	が終でキュリアイ対策機能等に影響されているルールに使い管理している。 経	・情報でキュリア・公東原程 第24条 情報利用者のアクセス管理 ・アクセス制御管理規程 第4条 システム利用者登録 ・ネットワー等理規程 第13条 利用者ID申請 第14条 利用者ID登録・変更・削除	・ユーザノクルーノ登録 依頼書 ・システムライフサイクル 一覧	or - serious g		予防		機器	影性 完全的	生 可用性		防御									および	情報 びアク の管					保護	
8缸情報	歴経情報の割当ておよび管理は、製建情報の番切 取扱いてついて要員に剔言することを含む管理プロ セスによって管理しなければならない。	・適切なエンティティ郎経を確実にし、要証プロセスの 失敗を防ぐため。	情報セキュリティ対策規程等に記載されているルールに従 い管理している。 ペスワードは、規程とおりの基準太子で構成されていないと 登録できないようシステムで制限している。 任	・情報セキュリア・(対策規格 第55条 パスワード使用における注 第85条 パスワード使用における注 第4年 第3条 ジステムへのアウセス制御 デフセス制御管理規格 第5条 パスワードの使用 ネルワードの管理機係 第50条 初期・スワードの改定 ジライアントPCO管理機係 第20条 初期・スワードの管理機 第20条 初期・スワードの管理機	ユーザiD一覧表	B[A924][A93.1][A943]	統合	予防		機器	影性 完全的	生 可用性		防御									識別 およi セスの 理	情報 びアク の管					保護	

5 アクセス権 組織 的 管理 策	情報およびその他の間連覧度へのアクセス権は、組 情報およびその他の間連覧座へのアクセスを、事業 慮のアクセス制御に関すらピッ別階値の方針および 上の要求専項に従って定義し、返可することを維美 規則に従って、機能、レビュー、変更および相側しな いするため。	情報セキュリティ対策規程等に記載されているルールに従 い実施している。	・情報セキュリティ対策規格 第24条 情報利用者のアクセス管理 第25条 バスワード使用における注 章事項 第28条 システムへのアクセス制御 デクセス制御管理規格 第4条 システム利用者登録 第6条 システム利用者のパスワード	ユーザID一覧表 ユーザID見直し報告書 ・警約書 ・入退カード申請書 ・ユーザ/グループ登録 依頼書	田「A922]「A925]「A92.4] 大意としての変更はなし	統合	予防			機密性	空全性	可用体	防御										識別情報およびア	ク				保	海
			管理 ・ クライアントPC管理規程 第2条 クライアントPCの管理 ・ ネッリーク管理規程 第11条 利用者ID管理運用 第13条 利用者ID申請 ・ 入退カード管理規程 第10条 変加				167			IM III E)C.L.C.	771112	5451										セスの管理					Pro	
級 19 報セキュリ	供給者の製品またはサービスの利用に関連する情報 供給者関係において合意したレベルの情報セキュリセキュリティスを管理するためのプロセスおよび手 ティを維持するため。 関格と定め、実施しなければならない。	情報セキュリティ対策規程等に記載されているルールに従 い実施している。 採	・情報セキュリティ対策規程 第5条 情報利用者 第15条 外部委託 ・外部委託管理規程	- 業務委託契約	IB[A.15.1.1]		予防			機密性	完全性	可用性 識	391												供給者関 係のセ キュリティ			ガバナン スおよび エコシス テム	度
的 キュリティの 管 取扱い	供給者関係の種類に応じて、関連する情報セキュリ ディ優末準項を確立し、各供給者と合意しなければな ディを維持するため。	情報セキュリティ対策規程等に記載されているルールに 従っている。 採	・情報セキュリティ対策規程 第5条 情報利用者 第15条 外部委託 ・外部委託管理規程	- 業務委託契約	⊞「A.15.1.2」		予防			機密性	完全性	可用性 識	591												供給者関 係のセ キュリティ			ガバナン スおよび エコシス テム	度 レジリエンス
5 組織 情報通信技 術(ICT)サブ ライチェート における情 報セキュリ ティの管理	(CT製品は159サービスのサブライヤーーンに製造 県品舎関係において合意したレベルの情報セキュリ する情報セキュリリアが必を置するためのプロセス および手棚を定め、実施しなければならない。	情報セキュリティ対策規程等に記載されているルールに従い実施している。 採	情報セキュリティ対策規程 第15条 外部委託 外部委託管理規程 第7条 委託先の管理・監督 第8条 検収 ・外部クラウドの利用方針	•業務委託契約	新規 旧A 15.1.3」 班外部クラウドの利用もサプライチェーンに含まれる。	(新規)	予防			機密性	完全性	可用性 識	591												供給者関 係のセ キュリティ			ガバナン スおよび エコシス テム	蹇
# 5 組 機 (供の監視、 が変更管理 理	更を管理しなければならない。	情報セキュリティ対策規程等に配載されているルールに従い管理している。 採	・情報セキュリティ対策規程 第15条 外部委託 ・外部委託管理規程 第7条 委託先の管理・監督 第8条 検収	ペンダー定例会議議事 録 ペンダー報告書等	IBFA.15.2.1 JFA.15.2.2 J	統合	予防			機密性	完全性	可用性 識	591												供給者関 係のセ キュリティ		情報セ キュリティ 保証	ガバナン スおよび エコシス テム	凌 防御
5 組織 的 管 理 理 策	クラウドサービスの構造、利用、各種および利用等で、クラウドサービスの利用における情報セキュリティを規 のプロセンを、機関が解せやコリティ要求事項に 定し、管理するため。	嫌立・クラウドサービスの遺定基準、利用の範囲、役割および責任・クラウドサービスプロパイダが提供する情報セキュリティ機能が自らのヤキュリティ原求事項を満たオニトの確認	・外部クラウド利用チェックリスト運用ガイドライン	 SaaS利用時のチェックボイント 外部クラウド利用チェックリスト 	新規	新規	予防			機密性	完全性	可用性	防御	,											供給者関 係のセ キュリティ			ザバナン スおよび エコシス テム	§
5 情報セキュリティインシデント管理の計画策定および準備 24	組織は、情報セキュリティイングアント普遍ケカロナ ス、夜解はよび発性を定め、確立し、伝統することに ネーリティイングアントの迅速で、効果的で、一層性 からり、かつ、秩序のから対心を確実にするため。 帰価したければならない。	・ララバサービス利用等の情報のバッグアップチ法 ・ララバサービス利用書で跨の一多時間 情報セキュラティ対策規格等に記載されているルールに従い等値している。 技術となっジティ対策規格等に記載されているルールに従	・情報セキュリティ対策規程 第19条。情報処理政情管理 (3)セキュリア・導作 事故管理手 順・システム運用管理規程 第6条 オペレーション管理 ・ボルワーン管理規程 ・情報セキュリティグン・デン・対策管 理規程 ・電子ルール利用規程 ・情報セキュリティ事件・事故報告規程	・システムログ ・障害報告書 ・情報セキュリティインシ デント対応報告書	7A.16.1.13				是正	機密性	完全性	可用性			×	材応	復旧	ガバナンス								ž.	青報セ ドェリティ 事象管理		防御
組 織 的 管 理 25 対定	組織は、情報セキュリアィ事象を得価し、それらを情 報セキュリアィ事象の効果的な分類および優先順 報セキュリア・インシアントに分類するか老かを決定し 位付けを確実にするため。	情報セキュリティ対策規程等に記載されているルールに従 い、情報セキュリティ委員会にて検討し、決定している。 採		・障害報告書 ・情報セキュリティインシ デント対応報告書	新規 田「A.16.1.4」	(新規)		検知		機密性	完全性	可用性		検知	n 文	対応										ž.	青報セ ドュリティ 事象管理		防御
織 的 管 理	情報セキュリティインとデントは、文書化した手順に 情報セキュリティインとデントーの効率的かつ効果的 な対応を確実にするため。	情報セキュリティ対策規程に従い、情報セキュリティ委員会 にて検討し、対応している。 採	・情報セキュリティ対策規程 第14条 セキュリティ事件・事故等の 対応 ・情報セキュリティ事件・事故報告規程 ・情報セキュリティインシデント対策管 理規程	デント対応報告書	旧「A.16.1.5」 記述としては変化はなし				是正	機密性	完全性	可用性			文	対応	復旧									d	青報セ ドュリティ 事象管理		防御
at 27 ジトからの字 音	情報せキュリティルンデントがも5所られた知識は、情 将来のインシテントの起こりやすさ又は影響を減らす 報せキュリティ管理を強化し、改善するために用い らなければならない。	情報セキュリティ対策規程に従い、情報セキュリティ委員会 にて検討し、再発防止等に努めている。 採	・情報セキュリティ対策規程 第14条 セキュリティ事件・事故等の 対応 ・情報セキュリティ事件・事故報告規程 ・情報セキュリテイインシデント対策管 理規程	・障害報告書・情報セキュリテイインシデント対応報告書	IBFA.16.1.6j		予防			機密性	完全性	可用性 識	別防御													d d	青報セ ドュリティ 事象管理		防御
〒5 組 織 的 管	組織は、情報セキュリティ事象に関連する証拠の特 思、収集、取得および保存かための手順を確立し、 実施しなければならない。 管理を確実にするため、	情報セキュリティ対策規程等に記載されているルールに従 い実施している。 各種ログの保存、契約書管理、事故等の報告書管理 採	・情報セキュリティ対策規程 第35条 関連する法令の遵守 (3)証拠の収集		IB [A.16.1.7]				是正	機密性	完全性	可用性		検知	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	対応										ž.	青報セ ドュリティ 事象管理		防御
理事業の中断情報 顕常時代 リー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	組織は、事業の中等・視客時に情報セキュリティを選 事業の中等・視客時に情報およびその他の関連資産 切なレベルに維持する方法を計画しなければならな を程度するため。	情報セキュリティ対策規程等に記載されているルールに従い計画している。 技術	・情報セキュリティ対策規程 第34条 緊急事態への対応 ・緊急時対応計画書		B[A17.1.1][A17.1.2][A17.1.3]	統合	予防		是正	機密性	完全性	可用性	防御	,	Ż	材応								継統				保証	護 レジリエ ンス
5 事業継続の ためのICT の備え 6 管理 理 30	事業継続の目的およびICT連続の要求事項に基づ いて、ICTの備えを計画し、実施し、維持し、英樂しな 適質室の可用性を確実にするため。 ITAはならない。	・事業影響度分析(BIA)の実施 事業活動か中断・開発から主くの影響を経時的に評価し、 事業活動か中断・開発から主くの影響を経時からみ、 境防時間目標 (Recovery Fuchyet 7)の設定 ICTサービス等をやってに復旧させるのかを目標して定 がる。 ・提取はイント環境 (Recovery Fuchyet 7)の設定 ICTサービス等を2つを規度20ッパ、20ポイントまで復 旧させるのかを目標として定める。 ICT事とだっている。 第2年でありた。日間として定める。 はて需要が開始を構造なるび数数。 はて需要が開始を発生がある。社の影響内主では必 要なばイントまで復旧させるための計画を作成し、その収験 学額を20を存っている。	2-	 ・緊急対策本部指揮訓練シナリオ 	數規	新規			是正			可用性			ż	対応								継続					レジリエンス
施5 組 級 的 質 31 項 第 31 項	情報センリティに関連する社会、規制および契約上 情報セキュリティに関連する社会、規制および契約上 の要求事項、並びにこれらの要求事項を調ごすため、の要求事項の順守を確実にするため。 の機能の機能を特定し、基化し、また、最新に保た なければならない。	情報セキュリティ対策規程等に記載されているルールに従い実施している。 採	・情報セキュリティ対策規程 第35条 関連する法令の遵守 (1)関連する法令の明確化	・法令・ガイドライン管理 台帳	IBTA.18.1.11 FA.18.1.51	統合	予防			機密性	完全性	可用性 識	59I												32.7	法令および順守		ザバナン スおよび エコシス テム	蹇
級 的 32 管 理	組織は、地向計画能を保護するための適切な手機を 接続しなければならない。 発達しなければならない。 企権実にするため。 を確実にするため。	採	・情報セキュリティ対策規程 第35条 関連する法令の遵守 (2)遵守策の策定と適用 ・ソフトウェア管理規程 第4条 ソフトウェア利用者の遵守事 項	・ソフトウェア管理台帳	⊞「A.18.1.2」		予防			機密性	完全性	可用性 識	591												₹ ₹	法令および順守		ガバナン スおよび エコシス テム	
5 組織的管理策	記録は、洪先、橋橋、改ざん、夏可されていないマク 記録の保護まはで可用性に関連する。止待、規則お セスおよび不正な液出から保護しなければならない。 たは社会の期待に応えることを確実にするため。	情報セキュリティ対策規程等に記載されているルールに従 い保護している。 採	情報セキュリティ対策規程 第7条 情報の管理力針 第19条 情報処理設備管理 (9)情報のバックアップ (10)運用の記録 情報資産取扱規程 第5条 情報の保管		⊞ [[] A.I8.1.3]		子防			機密性	完全性	可用性 識	別防御					資産管	·理 情報保護							法令およ び順守			防御
# 5 組 級 的 34 報(PII)の保 度 理	組織は、適用される社会、規則および契約上の要求 学生に関するに、プライイシーの維持なより中はの機構 は、規模がより、アライイシーの維持なより中はの機構 でも、影響がより契約上の要求事項の解号を確実に し、	情報セキュリティ対策規程等に記載されているルールに従 い実施している。 採	・情報セキュリティ対策規程 第3条 個人情報の保護 個人情報保護基本方針 個人情報取扱規程 個人情報取扱規則		H ^[A,18,1,4]		子防			機密性	完全性	可用性 識	別防御	,					情報保護						32.7	法令および順守		保	菱
織 たレビュー ちゅうぎ 理策 35	びその実施の管理と対する組織の表組みについて、 な適切性、十分性および有効性を確実にするため。 あからいを方が内閣で、または表が変化が生じた 場合に、強立したレビューを実施しなければならな い。	按	情報セキュリティ高本力計 第13条 整章 情報セキュリティ対策競程 第3条 情報セキュリティが開発組織体 制の役割 (5) 整査官 第36条 情報セキュリティボリシーの 評価などび起来が 一内部監査接程 ・内部監査接軽 ・内部監査実施展別	内部監查実施計画書 監查報告書	B(A.182.1)		子防		是正	機密性	完全性	可用性 識	91 防御	,													情報セキュリティ 保証	ガバナン スおよび ニコシス テム	
組 ティのための	組織の指揮やも、リティ方針、ドレック国有の方針、展 情報でネーリティを、組織の背響でネーリティ方針、ト 別および標準を順守しておいることを定期的にレ ビューしなければなっない。 展用することを確実にするため。	情報セキュリティ基本方針等に配載されているルールに従い実施している。 採	・情報セキュリティ基本方針 第14条 評価および見直し ・情報セキュリティ対策規程 第36条 情報セキュリティポリシーの 評価および見直し		IB「A.18.2.2」「A.18.2.3」	統合	予防			機密性	完全性	可用性 識	別防御												ž.	法令および順守	情報セ キュリティ 保証	ガバナン スおよび エコシス テム	
操作手順書 組織 37	情報処理設備の操作手順は、文書化し、必要とする 情報処理設備の法律で、かつ、セキュリティに配慮し 要員に対して利用可能にしなければならない。 と操作を確実にするため。	情報セキュリティ対策規程等に記載されているルールに従 い実施している。 採	・情報セキュリティ対策規程 第19条 情報処理設備管理 (1)操作手順整備		H [[] A.12.1.1]		予防		是正	機密性	完全性	可用性	防御	,			復旧	資産管	理	物理キュ	システム およびネ トワークの セキュリ ティ	ッ アプリケー セ ションセ キュリティ た	キュリ イを保っ 構成 理 職別情報 およびア セスの管 理	型 脅威およ びぜい弱 性の管理		à	青報セ ドュリティ 事象管理	ガバナン スおよび エコシス テム	護 防御
6 人 人 的 管 理 策	原制にからては発音についての延黙とどの構態 は、適当ない高地で、両数は125場でを構じ入れ に、適当ない高地で、両数は125場でを構じ入れ でおり、原田中に適格か一適切でかり続けることを確 ければからかに、3よびでの後継続がに行かて 項、アケエス社の情報の分類は125場との要求等 項、アケエス社の情報の分類は125場で、 でいることで行からればからか、	採	第9条 雇用における機密保持契約	·誓約書	B「AZLLI		子防			機密性	完全性	可用性	防御							人的資源 のセキュリ ティ	7-1							ガバナン スおよび エコシス テム	
人 的 管 2 理 策	展用形的書には、情報セキュリティに関する要負およ 受損が、予定する役割における自らの情報セキュリ フィの責任を犯載しなければならない。 ライの責任を犯載しなければならない。	情報セキュリティ対策規程等のルールに基づき記載している。 接接	第9条 雇用における機密保持契約 第10条 情報利用者の権利と義務 第11条 利用権限の素認 第12条 退職時の情報資産の返還	・蟹約書	旧「A.7.1.2」 ※室約書は雇用契約書に準じたもの		予防			機密性	完全性	可用性	防御							人的資源 のセキュリ ティ								ガバナン スおよび エコシス テム	
6 情報セキュリ ティの意識 向上、教育 3 および訓練	知識・可見および原連する作業原名では、職体に関係的よなで開達する特別関係者からかの情報でも、 達する組織の情報とも、力で方針、比少の間径のカリックの責任を意識し、それを果たすことを確実にす 計されて甲紙についての、適切した。情報をセキュリティ るため。 に関する意識の上でフラス 素材および可能を受 げなければからず、また、足常的な実術を受けなれば となるない。	情報セキュリティポリシーや諸規係および年間計画書に基づき定期的に全従業員等に実施している。 採	第10条 教育・研修 ・情報セキュリティ対策規程	 ・セキュリティ教育計画 ・教育予定表兼実施結果報告書 ・出席者名簿 	BFA7.2.21		予防			機密性	完全性	可用性	防御							人的資源 のセキュリ ティ								ガバナン スおよび エコシス テム	

6	およびその他の関連する利害関係者が情報セ けって方針強度の結果を理解すること、違反を抑 ること、およびそれを犯した要員およびその他の する利害関係者を適切に扱うことを確実にする	情報セキュリティパリシーおよび規程等に対する違反は、競 業規則および情報セキュリティ基本方針等で規定している。 発	・情報セキュリティ基本方針 第11条 情報セキュリティに関する違 反への対応 情報セキュリティ対策規程 第38条 違反に対する措置 ・就業規則		旧[A.7.2.3]		子防	是正	機密性 完	:全性 可用	5件 防御		対応		人的資源 のセキュリ ティ						ガバナン スおよび エコシス テム	
6 雇用の終了 雇用の終了または変更の後もなお有効な情報セキュ 雇用 人 ち 後の責任 する責任および義務を定め、施行し、関連 する要員およびその他の利害関係者に伝達しなけれ ばなたない。	または契約を変更または終了する手続きの一部 で、組織の利益を保護するため。	情報セキュリティ対策規程等でルール化している。 &	・情報セキュリティ対策規程 第11条 利用権限の承認 第12条 退職時の情報資産の返還	(約書)	HfA.7.3.11		予防	档	技密性 完	全性 可用	B性 防御			資産管理	人的資源 のセキュリ ティ						ガバナン スおよび エコシス	
項 6 秘密保持契 情報保護に対する組織の要求事項を反映する秘密 要負 人 人 大 大きたは守 保持実践または守経過務契約は、特定し、文章化 密保 経 最勝契約 6 6 6 6 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	5	**	第9条 雇用における機密保持契約 第10条 情報利用者の権利と義務 第11条 利用権限の承認 第12条 退職時の情報資産の返還		HfA13.2.4j		予防	H	機密性		防御			青	人的資源 のセキュリ ティ				供給者関 係のセ キュリティ		ガバナン スおよび エコシス テム	
6	*	リモート勤務実施要額、就業規則等に記載されているルールに従い実施している。 **	・クライアントPC管理規程 第6条 クライアントPCの持ち出しお よび、貸し出し	C持ち出し申請書 兼 申報告書	⊞「A.6.2.2」		予防	极	機密性 完	:全性 可用	1性 防御			資産管理 情報		型的セ コリティ コリティ セキュリ	,				保護	
情報セキュリティ事象の 根臓は、要員が発見したまたは減いを持った情報セティータティ事象の 8 報告 世がに報告するための仕組みを設けなければならな ること	を支援するため。	情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策規程、情報セキュリティ事件・事故報告規程等に基づきルール化して 8 いる。	・情報セキュリティ対策規程 第14条 セキュリティ事件・事故等の 対応 第32条 情報システムの開発管理 ・情報セキュリティ事件・事故報告規程	(害報告書 上正予防対策計画書 上正予防対策計画管理 板	⊞「A.16.1.2」「A.16.1.3」	統合	検知	N	機密性 完	全性 可用	性	検知								情報セ キュリティ 事象管理	67	防御
7 物理的と 特権およびその他の問題資産のある領域を保護する 組織・ 大き カンラ・機 大き カンラ・機 大き かんに、物理的セキュリテ・復界を定め、かつ、用い なければならない。	の情報およびその他の関連資産〜の襲可されない。 物理的アクセス、損傷および干渉を防ぐた ま	情報セキュリティ対策規程等に従いルール化している。また、入退カードを使用して、境界こと(部屋こと)に入室許可を付与し管理している。	・情報セキュリティ対策規程 ・入 第16条 情報資産の保管や設置場・監	、退管理システムのログ に視カメラ録画データ 14ヵ月)	B(A.H.LI)		予防	N	幾密性 完	:全性 可用	防御				**************************************	理的セコリティ					保護	
7 物理的入进 セキュリア・化体・小公園網は、選切な人进管理運動・組織・ よびアクセス場所(受付など)によって保護しなければ ならぶい。 場合 電 電 電	の情報およびその他の関連資金に、認可された 的アクセスだけがなされることを確実にするた	情景をセッジアイ音楽機器等に影響されているルールに従 い気勢してい。 入走の一半を使用して、境界ごと(部屋ごと)に入室許可を付 サト管理してい。 ジール車との受け渡しは専用の原動にで行い、個々の受発 迷についても発送室前で管理している。	第16条 情報資産の保管や設置場・監	退管理システムのログ 視カメア鉄画データ 4ヵ月	B [[] A.H.12] [[] A.H.1.6]	統合	予防	H	美密性 完	:全性 可用	50年 防御				帮我	理的セコリティ	1 2	表別情報 らよびアク こスの管 担			保護	
7	(ス、部里お上び施設内の組織の情報およびその間遮資産への終可されていない物理的アクセ 損傷、および干渉を防ぐため。	入退カードを使用して、境界ごと(部屋ごと)に入室許可を付 。 与 管理 ている	・情報セキュリティ対策規程 第16条 情報資産の保管や設置場 所のセキュリティ ・経設管理提展 第20条 従業員等の入退館 ・コンピューダ軍等の入退管理要領	・退管理システムのログ に視カメラ鉄画データ 14ヵ月)	即fA.11.1.3.j		子防	N	技密性 完	:全性 可用	F性 防御			資産管理	帮夫	理的セコリティ					保護	
7 物理的セ 施設は、許可していない物理的アクセスについて継 キュリティの 続的に整視しなければならない。 整式 とめ。	**	・入退管理システムの設置 ・警備員(守衛)の配置 ・優人者警察を影響で高級株式検知器の設置 ・優人者等数を影響である。 ・個人情報に記載した監視ゲータの適正期間の保護 上記により継続的に監視している。	・情報セキュリティ対策規程 第16条 情報資産の保管や設置場 所のセキュリティサービス契約書 施設管理規程 第20条 従業員等の入退館 ・情報セキュリティサ単経		新規	新規	予防 検知	Ą	技密性 完	全性 可用	計性 防御	検知			华	理的セコリティ					保護 以	防御
17 物態的は、自然実著およびその他の意図的または意図的でな、物態の	的および環境的脅威に延防する事業の結果を または低減するため。 あ	い事事している。	・情報でキュリティ対策規程 第16条 情報資産の保管や設置場 所のセキュリティ ・施設管理規程 ・入退カード管理規程		(BFA.11.1.4)		予防	材	技密性 完	全性 可用	計性 防御				報	理的セ コリティ					保護	
7 セキュリティ セキュリティを保つべき領域での作業に関するセキュ セキー (現代のでは、実際しなければならない。 おまた (報域での作業に関するである) ままた (報域での作業に (現代のである)	ェリティを保つべき領域にある情報およびその地 速資産を、この領域で作業する要員による損傷 び返司されていない干渉から保護するため。 ま	情報セキュリティ対策規格等に犯職されているルールに従い実現している。 い実現している。 入途の一ドを使用して、境界ごと(部屋ごと)に入室許可を付 年 日管理している。	第16条 情報資産の保管や設置場・監	退管理システムのログ 提力メラ録画データ 14ヵ月) ンピュータ室等入室許 申請書	BfA11.1.5j		予防	ES .	幾密性 完	:全性 可用	70年 防御				相北	理的セコリティ					保護	
17 クリアデスク・書類および歌外し可能な担保媒体に対するクリアデ 物 理 ツアスタリー スクの規則、並びに情報処理設備に対するクリアスク よびそう リーシの規則を定義し、適切に実施させなければなら ない。	の勤務時間内および時間外の、机、スクリーンお その他アクセス可能な場所にある情報への認可 ていないアクセス、情報の消失および損傷のリス 低減するため。	情報セキュリティ対策規程等に記載されているルールに従い実施している。 ※	・情報セキュリティ対策規程 第16条 情報資金の保管や設置場 所のセキュリティ (5)クリアテスク、クリアスクリーン ・クライアントPC管理規程 第3条 クリアスクリーンの実施	1	用fA.11.2.9 j		子防	H	幾密性		防御				報考	理的セ ュリティ					保護	
1 接版の段階 接置は、セキュリティを保って設置し、保護しなければ 物理 8 8 8 8 8	的および環境的脅威、並びに駆可されていない セスおよび損傷によるリスクを低酸するため。 非	情報セキュリティ対策規程等に記載されているルールに従 い保護している。 電	・情報セキュリティ対策規程 第17条 コンピュータ機器のセキュリ ティ	1	周fA.11.2.1」		予防	极	技密性 完	:全性 可用	5件 防御			資産管理	報光	理的セ コリティ					保護	
7 様外にかる資産を保護しなければならない。 様外に 変変のセキュリティ 音: 2 第 5 第 7 8 2 8 2 8 2 8 3 8 3 8 4 8 5 8 5 8 6 8 7 8 7 8 8 8 7 8 7 8 8 8 7 8 7	にある境市・機器の紛失、関係、高額主たは税 および組織の業務の中新を初止するため。 非	(リモートワーク、受託システムの納品・保守等でのPC等持ち出し)		報取扱申請書兼報告 厳秘/社外報 に持ち出し申請書兼返 報告書	B(A11.2.6)		予防	N	美密性 完	:全性 可用	50年 防御			資産管理	射光	理的セ コリティ					保護	
7 記憶媒体 記憶媒体は、組織における分類体系および取扱いつ 記憶 要求事項に使って、その取得、使用、移送および取扱いの 解のフインサイクルを連して管理しなければならない。 め。 質 理 10	媒体上の情報に対して認可された開示、変更、 または破験だけがなされることを確実にするた	情報セキュリティ対策規程等に記載されているルールに従い管理している。	情報セキュリティ対策規程 第16条 情報度度の保管や設置 第16条 情報度度の保管や設置 第17条 コンピュータ機器のセキュ ディ (4)機器管理・接着 第21条 電体の設施に関する管理 第22条 情報およびアンドウェアの交換 (情報資政及規程 アッチアントアクモアの交換 ・アッチアントアクモアの交換・アッチアントアを管理規格	ı	B ⁽ A833) ⁽ A832) ⁽ A833) ⁽ A1125)	統合	予防	H	機密性 完	全性 可用	性防御			資産管理	報光	理的セコリティ					保護	
### カーティリ 具合による、停電、その他の中断から保護しなければ 情報 受害、 ならない。	**	情報セキュリティ対策規程等に記載されているルールに従い保護している。 采載している。	第17条 コンピュータ機器のセキュリ ディ (2)電源の確保		IB ⁽ A.11.2.2)		予防 検知		完	:全性 可用	防御	検知			***	理的セュリティ					保護	
7	5	情報セキュリティ対策規程等に記載されているルールに従い保護している。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ティ (3)ケーブルのセキュリティ		日(A.11.2.3) 大きな変更は無し		子防	N	装密性	可用	5性 防御				特	理的セ ュリティ					保護	
7 装置の保守 装置は、情報の可用性、完全性および精密性を維持 不十 することを確実にするために、正しく保守しなければ の時 ならない。	分な保守による、情報およびその他の関連資産 失、損傷、盗職または侵害、並びに組織の運用 断を防止するため。	情報セキュリティ対策規程等に配載されているルールに従 い保守している。 ※	・情報セキュリティ対策規程 第17条 コンピュータ機器のセキュリ ティ (1)装置の設置および保護 ②予備機器・保守・保全	(守契約書	旧「A.11.2.4」 大意として変更は無し		予防	N	装密性 完:	全性 可用	3性 防御			資産管理	特	理的セ ュリティ					保護	レジリコンス
フ 製産がせ、 ・ 製造がた ・ 製造がたる ・ 製造がたる ・ 製造がたる ・ 製造がた ・ 製造がた ・ 製造がた ・ 製造がたる	または再利用する装置からの情報編えいを防止 ため。 ま	情報セキュリティ対策規程等規程に記載されているルール に従い検証している。	・情報セキュリティ対策規程 第17条 コンピュータ機器のセキュリ ティ (4)機器管理・廃棄 第21条 媒体の歌数に関する管理 ・情報資産歌数規程 第14条 情報の廃棄		B ⁽ A.11.2.7)		予防	H	装密性		防御			資産管理	刺光	理的セ ユリティ					保護	
要 利用者エン・利用者エンドボイン・機能、5 利用者・ 対は 対 対 がパイン・機能・	者エンドボイン相談を使用することによってもた 16リスクから情報を保護するため。 ま	情報セキュテティ対策規程等に記載されているルールに従 い保護している。 変	第7条 情報の管理方針 第7条 情報の管理方針 第7条 ユンニュウ機器のセキュリティ 第86条 無人運転装置に対するセキュリティ保保 情報音楽放扱機器 ・ クライアントPCの押ち 新名を クライアントPCの押ち出しおよび、貸上出し		B[A&2.1][A.112.8]	統合	子防	N	複密性 完	全性 可用	計性 防御			資産管理 情報	保護						保護	
的 2 管理	るため。	of the state of th	・アクセス制御管理印象 情報セキュリティ対策規略 第24条 情報利用者のアクセス管理 アクセス制御管理規程 第5条 特権管理 ・ネットワーク管理規程 第26条 特権ID	1	旧「A.9.2.3」 大意では変更はない		予防	N	機密性 完	:全性 可用	防御						1 2	放別情報 らよびアク こスの管 担			保護	
# 標準・のア # 標準上びその他の間高質を・のアクセンは、確立 情報・ クセス制限 されたプケメを制度に関するピック度者の観測方針 に従って、制限しなければならなり。 するた	およびその他の関連資産への既可されたアクセ ける確実にし、要可されていないアクセスを防止 ため。	い制限している。	情報セキュリティ対策規程 第23条 アクセス制御に関する業務 上の要末率ロ ・アクセス制御管理規程 第3条 方針および業務上の要求率 項 ・ネットワーク管理規程 第21条 資源へのアクセス権	7	即「4.9.4.1) 大意としては変更なし		子防	Ħ	機密性 完	:全性 可用	防御						1 2	成別情報 らよびアク とスの管 担			保護	
9 ~ フェン・ド、 第4アール・北北がアルウェアライラー 原刊 へのアケセス ターガニード、第4アール・北北がアルウェアライラー 原刊 へのアケセス はながらない (7番込みアクセスを適切に管理した は前前 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	されていない機能が入り込むことを防止し、意図 いまたは悪意のみる変更を回避し、価値の高い 財産の機密性を維持するため。 ま	情報でキュリティ対策規格等に影戦されているルールに従い情報している。	情報セキュリティ対策規程 第32条 情報システムの開発管理 (4)シーステイブリーのアケセス制 御 システム運用管理規程 第13条 セキュリティ要件 システム展更短 第50章 ソースコード管理		B ^r A9.4.5;		子防	Ħ	技密性 完	全性 可用	防御						アプリケー セキュリ ションセ ティを保っ キュリティ た構成	成別情報 Sよびアク ンスの管 II			保護	

8 セキュリティ セキュリティを保った認証技術お。	び手順を、情報へ システム、アプリケーショ	シおよびサービスへのアクセ	情報セキュリティ対策規程等に記載されているルールに従	・情報セキュリティ対策規程		IB「A.9.4.2」																					
* セキュリティ セキュリティを係った認 技 を保った認 版 のアラセス制限、およびアクス制度、およびアの 随 関有の方針に基づいて備えなけれ 5	御に関するトピック スを許可するときに、利 ばならない。 キュリティを保って認証	用者またはエンティティをセ することを確実にするため。	い備えている。	第25条 パスワード使用における注意事項 第28条 システムへのアクセス制御 ・アクセス制御管理規格 第4条 システム利用者登録 ・クライアントPCの管理 第2条 クライアントPCの管理				予防		機密包	主 完全性	上 可用性	防御								識別情報 およびアク セスの管 理					保護	
8 容量・能力の 度性 管理 ・	の要求事項に合わ なければならな 施設で必要とされる容量 ため。	源、オフィスおよびその他の k・能力の確保を確実にする	情報セキュリティ対策規程等に記載されているルールに従 い調整している。 採	・情報セキュリティ対策規程 第19条 情報処理設備管理 (6)システムの受け入れ ・システム運用管理規程 第10条 リソース管理		B [[] A.12.1.3]		子防格	負知		完全性	上 可用性	識別 防御	検知								継続			ガバナン スおよび エコシス テム	保護	
を かかた。アバン・マルクップに対する保護を実施し 対する保護 認識によって支援しなければから に で で で で で で で で で で で で で	利用者の適切な 情報およびその他の間 保護することを確実にす	連資産をマルウェアに対して るため。	葡萄セキーツァイ財産服務等に記載されているルールに従い実施されているルールに従い実施でも、 い実施されて支援している。 (ウイルス対策ソフトの導入、ウイルス定義ファイルの最新化 技術			田(A.122.3) 大意では大きな変更はない		子防 核	6知 是正	正 機密性	£ 完全性	生 可用性	防御	検知				情報保護	システム およびネッコ トワークの セキュリ ティ	アプリケー セキュリ ソヨンセ ディを保っ トュリティ た構成	識別情報 およびアク セスの管 理	骨威およ ドゼい弱 性の管理	供給者関 係のセ キュリティ	令およ 情報セ イ キュリティ 。 事象管理 f	情報セ ガバナン スおよび エコシス テム	保護 防御	レジリコンス
* 技術的では、 利用中の情報システムの技術的・ 報告・ 報告・ 報告・ 報告・ 報告・ 報告・ 報告・ 報告・ 報告・ 報告	と評価し、適切な手 スおよびネットワー ハードウェア、ソフトウェ 確立「、 文書化」。 クが 必要とよれるヤキ	ア サービスなりほえットワー	の字契約・シダー等から情報を入手しており、保守・シ ゲーとは製品の保守契約は外に技術支援が契約的してい 5. DMCイサントについては、接近アクックフストを専門 経 エン・しな観しており、発見された最前性については対 電を譲つ。 ・役割、責任および手頭を定める。 ・役割、責任および手頭を定める。 ・役割、責任および上頭を利用し、適切が構成を可能とする。 ・構め文を対した。場合利用し、適切が構成を可能とする。 ・構成の実施と検証し、原列がたビエーを行う。	ホール情報の収集 第18条 バッチの適用 ・情報セキュリティ対策規程 第19条 情報処理設備管理 (12) 新技術への対応	運用設計書兼導入計画	部(A12.6.1) [A.18.2.3]	統合新規	子防				上 可用性	(株別) (方側)							セキュリティを保つ	U	骨威およ ドゼい弱 生の管理			ガバナン スおよび エコシス テム	、 保護 防御 保護	
90 章 2			上配におり実施している。 電車でも出まれて複動、契約上の要求事項を考慮し、 電切び削除手法の連択 ・開始業を破脱して定論する。 ・情報開除を行うサービス機体者を削削する。また、サービス を全立変数サービス機体者を削削する。また、サービス 芸・古い場で、機製法に一時ファイル等に開除する。 ・特本で成り、一般を表し、一時でアイル等の関係する。 ・特本で成り、一般である。 ・特本で成り、一般である。 ・特本である。 ・物理が機体の場合には、処分を記憶媒体や機能に適い ・物理が媒体が場合には、処分を記憶媒体や機能に適い	・清報音楽表現技 第14条 情報の機 第21条 保存期間 第22条 廃棄時期および廃棄方法		新規	新規	子防		機密性		57/012	防御					情報保護		た構成			法び	金およ		保護	
8	令を考慮して、組 PIIを含む、取扱いに慎 題者の方針および 財金びに事業上 ばならない。	重を要するデータの開示を制 契約上の要求事項を順守す	た処分の仕組みを使用する。 上端1-上前895 で 1人。 マスキング(仮名化または匿名化は未使用) ・処理するデータの使用法に応じたデータマスキングの強度 が、・処理するデーターのアクヤと制御。 ・処理するデータの使用法に関する合意または制限 ・処理するデータの機とはいる他のの強能 ・処理するデータの機とはいる他のの強能	・個人情報を含むテストデータ取扱管 理要領 ・アクセス制御管理規程 第3条 方針および業務上の要求事 項		新規	新規	予防		機密位	Ė		防御					情報保護								保護	
7 (7) (7) (7) (8) (7) (7) (8) (7) (8) (8	に慎重を要する情 個人またはシステムによ ステム、ネットワーク ればならない。	る情報の認可されていない し、防止するため。	ト的にトかは田」がいる。 ・ 通改さの保護すると情報の特定 ・ データが編改する可能性のある経路の監視 ・ データが編改する可能性のある経路の監視 ・ データ編改を防止するための処置 ・ データ編改を記止するための処理 ・ データ編改を記止するための処理 ・ データ編改を記止するための表現員への教育およびび 助練 上版と踏まえ適用している。	第36条 情報セキュリティポリシーの 評価および見直し ・情報セキュリティインシデント対策管 理規程	·LanScope Cat、m- ·ILTER関連資料/ログ	新規	新規	子防格	約知	機密位	Ė		防御	検知				情報保護								保護 防御	
8 情報のバック 合意されたバックアップに関するは ドップ に従って、情報、ソフトウェアおよに に従って、情報、ソフトウェアおよに カープ・ローーは、維持し、定期的に りない。	ビック固有の方針 ドンステムのバック 検査しなければな	損失からの回復を可能にす	情報セキュリティ対策規程等に配載されているルールに従 い定期的に検査している。 採	第6条 イン・デント平広 情報でキュリティ対策規程 第19条 情報処理設備管理 (9)情報のハックアップ (11)障害対策 ・システム運用管理規程 第7条 ファイル管理 第11条 障害管理		H(A.12.3.1)			是正	E	完全性	E 可用性				復旧						継続				保護	
8 情報処理施 設・設備の のに十分な冗長性をもって、導入 い。 対4 冗長性	2504112525 100		情報セキュリティ対策規程等に記載されているルールに従 い導入している。 統合ネットワークなど重要機器については冗長化構成として 採	・情報セキュリティ対策規程 第17条 コンピュータ機器のセキュリ ティ 第34条 緊急事態への対応 ・緊急時対応計画書		新規 旧「A.17.2.1」 記述内容としては変更なし	(新規)	子防				可用性	防御				資産	管理				継続				保護	レジリンス
a ログ取得 活動、何外返還、遊失およびそび を放射、たのどを放射、保存し、 に対している。 は 日本	キュリティインシデントに	に成し、ログ情報の完全性を確 いアクセスを防止し、情報セ つないなっ酸性のある情報セ 調査を支援するため。	情報セキッティ対策規程等に配載されているルールに従 い分析している。 経経	第20条 ネットワークの管理 第24条 情報利用者のアクセス管理 第29条 システム使用状況の監視 ・ システム運用管理規程 ・ 第6条 オペレーション管理 ・ アクセス制御管理規程 第8条 アクセス状況の監視	ペログ - LanScope Catログ -m-FILTERログ - PROXVログ	BfA124.1;fA1242;fA1243;	統合	拍	剣知	機密也	生 完全性	上 可用性		検知										情報セ キュリティ 事象管理		保護 防御	
を関係動 標準セキュリティイン・デントリッド は は かに、ネットリー・グ・システルとは に かいて デストリー・グ・システルとは に ないて 実常なる動がない かを選択 しなければならない。	技術を評価するた。 実常な必嫌および情報 アプリケーションに 能性を検出するため。 適切な処置を譲	セキュリティインンデントの可	・アクト・ウンド・ク・ハウンドのトラフィックを監視する。 ・重要なレステントやデーターのアクセス ・セキュリティン・ルのコグ ・イン・カン・ノールのコグ ・イン・ステムリンースの使用および動作状況 ・ファートとをよる解析でありませた。といるの数定 ・アラートに対して適切なが必要があった。といるの要員の数 第、別様 上記を増まえ適切な処置を講じている。	・情報セキュリテイ対策規程 第19条 情報処理設備管理 (10)運用の起設 第20条 ネットワークの管理 第24条 情報利用者のアクセス管理・ 第29条 システン使用状況の監視	システム保守管理表 アクセスログほか各サー ベログ LanScope Catログ m-FILTERログ -PROXYログ	新規	新規	id	美知 是正	正 機密性	走 完全性	生 可用性		検知	対応									情報セ キュリティ 事象管理		际海	
18 カクロックの同 組織が使用する情報処理システュ が採用した時刻源と同期をせなけ 17	のクロックは、組織 セキュリティ関連の事象 ればならない。 データの関係付けおよで キュリティインシデントの	およびその他の記録された び分析を可能にし、情報セ 調査を支援するため。	情報セキュリティ対策規程等に記載されているルールに従 い同期とせている。 採	・情報セキュリティ対策規程 第29条 システム使用状況の監視		BfA12.4.4j		杨	約知		完全性	ŧ	防御	検知										情報セ キュリティ 事象管理		保護 防御	
# ###がな システムおよびアプリケーションに は ユーテリイ することのできるシーテリティで リ # カーゲリケー カーグリケー が使用 # 18	にも削御を無効に グラムの使用は、 ブリケーションについてで 書を与えないことを確実	の使用が、システムおよびア の情報セキュリティ管理策に にするため。	情報セキュリティ対策現程等に記載されているルールに従い載しく管理している。	・情報セキュリティ対策規程 第28条 システムへのアケセス制御 (2)システムユーティリティブログラ ムの使用 ・アクセス制御管理規程 第5条 特権管理		(日代A.9.4.4) 大意は影響なし		子防		機密包	主 完全性	生 可用性	防御						システムおよびネットワークのセキュリティ	アプリケー セキュリ ソョンセ ティを保っ トュリティ た構成						保護	
8 選用システ 選用システムへのソフトウェアの導			情報セキュリティ対策規模、ソフトウェア管理規程等に配載 されているルールに従い実施している。 経 経 経	第32条 情報システムの開発管理 (2)運用ソフトウェアの管理 ・システム運用管理規程 ・システム開発規程 第5章 ソースコード管理 ・ソフトウェア管理規程 第2章 ソフトウェア管理	システム導入等何 (導入計画書) 本番作業実施何	新規 田「A.12.5.1」「A.12.6.2」	(新規)	子防		機密性	生 完全性	上 可用性	防御						100	アプリケー セキュリ ソョンセ ディを保っ トュリティ た構成	>					保護	
8 株 ネットワーク システムおよびアプリケーション内 ために、ネットワークおよびネッド・ ディを保ら、管理し、制御しなけれ 個質	の情報を保護する - ク装置のセキュリ はなて、情報をネットワー るため。	を支援する情報処理設備に 一クを通じた侵害から保護す	情報セキュリティ対策規程等に配載されているルールに従 い制御している。 採	・情報セキュリティ対策規程 第20条 ネットワークの管理 ・ネットワーク管理規程		BfA13.1.1]		予防 梅	約知	機密包	完全性	上 可用性	防御	検知					システム およびネッ トワークの セキュリ ティ							保護	
************************************	機能、サービスレ をし、実装し、監 実にするため。	川用におけるセキュリティを確	情報セキュリティ対策規程等に配載されているルールに従 ・監視している。 採	・情報セキュリティ対策規程 第27条 ネットワークのアクセス制御 (8) ネットワークサービス使用のセ キュリティ ・ネットワーク管理規程		B(A.13.1.2)		子防		機密包	生 完全性	上 可用性	防御						システム およびネッ トワークの セキュリ ティ							保護	
***	システムは、組織 業務のニーズに基づい 分離しなければな 境界で分割し、それらの め。	て、ネットワークをセキュリティ 間のトラフィックを管理するた	情報セキュリティ対策規程等に記載されているルールに従 い分離している。 採	・情報セキュリティ対策規程 第27条 ネットワークのアクセス制御 (6)ネットワーク領域分割 ・ネットワーク管理規程 第7条 領域分割		H[A.13.1.3]		子防		機密包	· 完全性	上 可用性	防御						システム およびネッ トワークの セキュリ ティ							保護	
術 23 ばならない。 理 理	とを減らすため 収を管理しなけれ 防ぎ、認可されていない 止するため。		・情報アップロード機能を持つウェブサイト ・近知のまたは疑わし、感意のあるウェブサイト ・進法なンテンツを性能してもウェブサイト ・業務上不適切なウェブサイトおよびウェブアブリケーション 上記へのアクセスを管理している。	※OA系とインターネット系は物理分離	N/W関連図他 ESET Endpoint関連資 計	新規	新規	子防		機密包	· 完全性	E 可用性	防御						システム およびネッ トワークの セキュリ ティ							保護	
8	とい。 号に関連する法令、規制 表慮して、情報の機察を	コリティの要求事項に従い、暗 利および契約上の要求事項を ま、真正性または完全性を保 切かつ効果的な利用を確実	情報セキッティ対策規程等に記載されているルールに従 い実施している。 接	・情報セキュリティ対策規程 第31条 昨号化の管理 ・電子メール利用規程 第7条 電子メール利用ルール		B [†] A.10.1.1₁ [†] A.10.1.2₁	統合	子防		機密性	完全性	上 可用性	防御							セキュリ ディを保っ た構成						保護	
8	リティに配慮した 情報セキュリティを、ソフ しなければならな し、実装することを確実(トウェアおよびシステムのセ 発ライフサイクルにおいて設計 にするため。	情報セキュリティ対策規程等に記載されているルールに従 い適用している。	・情報セキュリティ対策規程 第32条 情報システムの開発管理 ・システム開発規程		新規 田[A.14.2.1] 大恋としては変更は無し	(新規)	子防		機密包	完全性	上 可用性	防御						ンスアム およびネッコ トワークの セキュリ ティ	ションセ						保護	

技 ションセキュ キュリティ要求事項を特定し、規定し、承認しなけれ	アプリケーションを開発または取得する場合、全ての 情報セキュリティ要求事項を特定し、対応することを 確実にするため。	情報セキュリティ対策規程等に記載されているルールに従い承認している。 採	・情報セキュリティ対策規程 第20条 ネットワークの管理 第27条 ネットワークのアクセス制御	hW設計書 旧	[A.H.1.2] [A.H.1.3]	統合	予防		機密性	完全性	可用性	防御				14	ステム はびネッ アプリク フークの ションセ キュリティ		保護	防御
************************************	確実にするため。	採	情報セキュリティ対策規程 第32条 情報システムの開発管理 第33条 開発および支援プロセスに おけるセキュリティ システム開発規程 第3条 プロセス ・ンステム服日管理規程 第13条 セキュリティ要件	新旧	規 (「A.14.2.5」	(新規)	子防		機密性	完全性	可用性	防御				# 	ステム よびネッ アプリク フークの ションセ キュリ イ		保護	
を せき。ジティ せき。ジティに発達したコーディングの原則をソフト に発達した。 コーディング ロ コーディング で 理 28	ソフトウェアをせか。リア・仁文皇上、千年成、それに、 としてソフトウェアのようディのだ。 保住の敬を減ら十ことを確実にするため。	・DEの利用・・フレールカーク連用による重大なセキュリティ対策の自動化・・バレールカーク連用による重大なセキュリティ対策の自動化・・バッケージンギージンドによる外部バッケージの管理と定額・フェーディング基準の遵守	・ンステム展型機能 部5条急でセッリティ要件の明確化 ・システム連用管理規格 第13条 セキュリティ要件 ・コーディング基準	新	提	新規	子防		機密性	完全性	可用性	防御				# 	ステム はびネッ アプリケ フークの ションセ キュリ キュリテ		保護	
編集社にできた。 で表します。 で表します。 できます。 のできまする。 のできます。	アグリケーシャとはコートや本意電視に導入する ともに、情報せるサイスを専項が満たされているか とうかの、妥当性確認をするため。	情報セキュリティ対策規程等に記載されているルールに従 い実施している。 採	・情報セキュリティ対策規係 第19条 情報を認定権管理 (6)システムの受け入れ 第22条 情報システムの帰発管理 ・システム側発規程 第5条 プロセス ・システムを開発規模 第3章 システムの受入 第4章 システムの変更・保守	新旧	便 (A.14.2.8) [A.14.2.9]	(新規)	予防		機密性	完全性	可用性	織別				14	ステム はびネッ アプリケ フークの ションセ キュリ キュリテ		報セ ユリティ 証	
度 8 所表表形に 組織は、外部表記したシステル開発に関する活動を は とる開発	組織が要求する情報セキュリティ対策が、外部委託したシステム開発で実施されることを確実にするため。	情報セキュリティ対策規程等に記載されているルールに従 いいビューしている。 採	情報セキュリティ対策規程 第15条 外部委託 第32条 情報システムの開発管理 システム開発規程 ・外部委託管理規程	等委託契約 皆保持契約	(A.14.2.7)		予防 検知	isa .	機密性	完全性	可用性	跌別 防御	検知			# !!	ステム よびネッ アプリク フークの ションセ キュリ キュリテ	供給者関 係のセ キュリティ	ガバナン スおよび エコシス テム	
開発機関、開発機関、対象機関とは57本機構度は、分離してセ 大学の大機製・中・リティを保たかければならない。 13	関格が推診はぴテスト店動による危険から本部環境 およびそのデータを保護するため。	病薬セキュリティ対策規程等に配敵されているルールに従 いセキュリティを保っている。 採	・情報セキュリティ対策規密 第19条 情報と次テムの開発開建 (5)情報とステムの開発開建の整 備第32条 情報とステムの開発管理 第33条 開発とメテムの開発管理 が33条 開発がプロセスに おけるセキュリティ システム開発規程 第3章 アスト環境整備 第4章 アスト環境整備	新旧	類 [A.12.1.4] [A.14.2.6]	(新規)	子防		機密性	完全性	可用性	防御				# !-!	ステム よびネッ アプリケ フークの ションセ キュリ キュリテ		保護	
ま 検 変更管理 情報処理施設と情報システムへの変更は、変更管理 手順に接わなければならない。 22 22 32 32 32 32 34 35 35 35 35 35 35 35 35 35 35 35 35 35	変更を実行するとさに情報セキュリティを維持するため。	溶棄セキュリティ対策規程等に記載されているルールに従 い変更管理している。 採	第19条 情報処理設備管理 (導入	ステム導入等何 入計画書) 新作業実施何	[A 12.1.2][A 14.2.2][A 14.2.3][A 14.2.4]	統合	予防		機密性	完全性	可用性	防御				#3 	ステム よびネッ アプリク フークの ションセ キュリ キュリテ		保護	
** サスト用情報 ** かみ用情報 ** おばならない。 ** 33 ** 第	テストの適切な接続。およびテストに使用する運用情報の保護を確実にするため。	情報セネッジ・対策規程等に記載されているルールに従 い管理している。 採	銀八版、ゲースジートや音響 情報をキュジアイ対策成階 第32条。情報システムの開発管理 (3)システム解験データの保護 ・ソステム解発現程 第4章 システム試験データの保護 ・個人情報を含むテストデータ取扱管 理要額	し情報を含むテスト タ取扱申請・報告書	^{[A} .143.1]		予防		機密性	完全性		防御			情報保護				保護	
 8 他者におけ、運用システムのアセスへから作り監査におけるテスト	監査およびその他の保証活動が運用システムおよび 業務プロセスに与える影響を最小限に抑えるため。	情報セキュリティ対策規程等に配載されているルールおよ び契約等に基づき合意している。 接	第36条 情報セキュリティポリシーの 評価および見直し ・内部監査規程 する契 (みの! ・システ	那監査年度計画書 部監査実施計画書 事データの授受に関 契約書 りり監査法人) でテムにかかる内部統 価へのな力のお題			予防		機密性	完全性	可用性	防御			情報保護	!-!	ステム はびネッ フークの キュリ イ		ガバナン スおよび エコシス テム	